

第 4 回

国際植物防疫条約に関する国内連絡会

平成 2 1 年 3 月 9 日

農林水産省消費・安全局

午後 2時00分 開会

横地植物防疫課長補佐 こんにちは、時間になりましたので、第4回の国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催したいと思います。

本日、河村様は多少遅れるというご連絡をいただいております。また、丸澤様もそのようなご連絡をいただいておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。

それでは、会議冒頭にあたりまして、植物防疫課長、福盛田からごあいさつを差し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

福盛田植物防疫課長 植物防疫課長の福盛田でございます。開会にあたりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

平素、植物防疫行政に対しましてご理解、ご協力を賜っております。また、本日、国内連絡会にご出席いただき、誠にありがとうございます。この国内連絡会は、一昨年9月から開催しておりまして、今回は第4回目になるところでございます。第2回目からは、公開で意見交換を実施しておりまして、今回も前回同様公開の場での意見交換といたしております。

植物防疫行政は、我が国の農業に重大な悪影響を及ぼす病虫害の侵入とまん延の防止、病虫害の適切な防除の実施により、我が国の農林業を守るという役割を担っております。こうした側面から、国民の皆様への食料の安全供給を実現し、食の安全に寄与するというのが、我々に課せられた使命であると理解しております。

植物検疫におきましては、この使命を達成するために各種の措置を講じております。検疫措置の中には実際の経済活動に影響を及ぼすものも含まれておりまして、行政上の施策を制定あるいは改定する場合には、影響を受ける利害関係者の皆様への説明はもとより、国民の皆様への情報提供、いわゆるリスク・コミュニケーションが重要であると認識しております。各国が国境措置として講じております植物検疫措置は、それぞれの国での調和が大切でございます。

本日は、植物検疫措置を国際的に調和した形で運営していくために、国際植物防疫条約の下で策定されております「植物検疫措置に関する国際基準」の案についてご説明させていただきます。これは各国における植物検疫規則のガイドラインとなるものでありまして、我が国にとりまして、今後の植物検疫措置の方向に強く係わるものでございます。

今月末30日から国際植物防疫条約の総会が開催されます。この総会で、本日説明させていただきます国際基準案が検討されることになっております。これに対するコメントにつきましては、16日までに提出するということになっておりまして、本日いただきましたご意見を参考に

させていただきます。国際基準の策定にかかる議論に対する我が国のコメントを作成して参りたいと考えております。どうぞ皆様それぞれの立場から貴重なご意見を伺えればと考えております。

この場をお借りいたしまして、植物検疫をめぐる国際的な情勢について簡単にお話させていただきます。国際植物防疫条約は、1995年以降31の国際基準を策定しております。この国際基準は加盟国が条約を適切に実施するためのガイドラインでございます。ISPMと申しておりますが、この国際基準は従来、病虫害の無発生地域あるいは、病虫害危険度評価等々の植物検疫措置の概念に関するガイドラインが主体でしたが、近年では、本日の議題でございますが、ISPM 15のような実際の運営に係わるもの、あるいは、ISPM 28のような個別具体的な植物検疫の処理というようなものも定められるようになってまいりました。

また、検疫処理の対象とする範囲も拡大しております。国際植物防疫条約では植物や植物製品に関する有害な動植物は措置の対象としておりますが、適用範囲が植物のみならず、有害な動植物が付着する可能性のあるコンテナ、倉庫、あるいは、運搬機器まで含むとされております。

こういった動きにつれまして、植物検疫の案件は、農林水産省の対応している範囲に留まらなくなってきたという側面もございます。このため、ISPM策定過程におきましては、2007年以来、関係する他省庁とも情報共有を図りまして、意見交換を行っているところでございます。

植物検疫措置につきましては、科学的根拠に基づいて行われること、病虫害の危険度に応じた措置であること、内外無差別の原則にのっとっていること等を遵守しながら進めるというのが原則でございます。今後ともこれらの原則を踏まえて検討を行っていくこととしております。いずれにしましても、透明性の高い植物検疫行政を今後とも推進していく所存でございます。

本日、短い時間ではございますが、実りある意見交換になりますよう、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の資料、あるいは、議事録の概要につきましては、後ほど農林水産省のホームページに掲載することとしておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

どうぞ本日もよろしく願いいたします。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日の進行について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

本日は、2時から開催させていただき、夕方5時までという予定にさせていただいております。

ます。十分にご議論いただく時間を用意したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします
ます。

まず最初に、IPPC、国際植物防疫条約における国際認定、この点について今回議題として上
がっているものですから、それについてご説明をさせていただきます。その後、国際基準案に
ついて、当方からご説明をさせていただき、ご意見を交わしていただきたい、あるいは、ご要
望なども承りたいと考えております。

国際基準、ISPM案については、今回5件掲げております。限られた時間でのご議論とい
うことになってしまいますので、1件当たり30分程度をめどにして進めさせていただきたいと
考えております。進行にご協力いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。「配付資料」という一枚
紙に整理させていただいておりますけれども、議事次第がございます。本日の予定、このよう
に進めてまいりたいということでございます。それから、本日ご参加いただいております出席
者の皆様の名簿、それから、私ども事務局の名前も付記しております。それから、座席表を参
考までに配付させていただいております。それ以降が本日の会議で使用してまいります資料で
ございます。

右肩に資料1と書いてございます、白黒のA4縦の資料、「IPPCにおける国際認証」という、
パワーポイントを印刷した資料が資料1でございます。資料2といたしまして、A4横の紙、
「各国協議案説明資料」という少し厚手の資料がございます。ISPM案、国際基準案については、
この資料を中心にご説明させていただきたいと存じます。それから、資料3は「各国協議案
原文」、英文を添付しております。

それから、資料4、参考資料になりますけれども、ISPM 15(現行)、18、28、いづ
れも原文でございます。コモディティーに関する基準、放射線照射、植物検疫処理に関する基
準の原文を添付しております。

一番最後は、前回もお願いしておりますが、私どもの今後の運営の参考にさせていただきた
いということで、アンケートを配付しております。お帰りの際に事務局の者にお渡しいただけ
れば助かります。

それでは、本日ご出席いただいております皆様のご紹介をさせていただきたいと思えます。
あいうえお順でご紹介させていただきます。

我々から向かって左側から、社団法人日本くん蒸技術協会事務局長、秋山博志様。

続きまして、全国農業協同組合連合会園芸流通課副審査役、井手健博様。

続きまして、消費科学連合会副会長でいらっしゃいます犬伏由利子様。

続きまして、社団法人日本果樹種苗協会事務局長、農業博士でいらっしゃいます小野祐幸様。

それから、事前にご連絡いただいております、社団法人荷主協会常務理事、河村輝夫様でございます。

続きまして、社団法人全国植物検疫協会専務理事、古茶武男様。

続きまして、日本生活協同組合連合会、食の安全・エネルギー問題担当部長でいらっしゃいます佐々木珠美様。

続きまして、社団法人全国木材組合連合会検査部長でいらっしゃいます清水眞長様。

続きまして、社団法人日本種苗協会専務理事でいらっしゃいます鈴木昭二様。

続きまして、日本園芸農業協同組合連合会業務部次長でいらっしゃいます鈴木秀明様。

続きまして、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、食品総合研究所、食品安全研究領域の上席研究員でいらっしゃいます農学博士の等々力節子様。

続きまして、全国農業協同組合中央会経済事業改革推進部審査役でいらっしゃいます丸澤充芳様。

続きまして、日本消費者連盟事務局長でいらっしゃいます山浦康明様。

続きまして、社団法人日本青果物輸入安全推進協会、安全問題専門委員長でいらっしゃいます米倉幸夫様。

よろしくお願いいたします。

先ほど河村様がいらっしゃいましたので、改めてご紹介させていただきたいと思います。

社団法人日本荷主協会常務理事でいらっしゃいます河村輝夫様でございます。

よろしくお願いいたします。

本日はご出席いただいております14名の委員の方々でご議論いただこうと考えております。

最後になりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、植物防疫課課長補佐の横地と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入ってまいりたいと思います。

議題の2番、IPPCにおける国際認定についてでございます。本件につきまして、農林水産省消費・安全局国際基準課長の小川から説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

小川国際基準課長 こんにちは、国際基準課長の小川でございます。先ほど植防課長から説明がありましたとおり、IPPCは国際基準をつくるのが重要な仕事ですけれども、それだけでは

ありません。毎年、総会になりますと、いろいろなことが議論されます。今年の総会で、国際基準の採択以外に重要だと思われるものをピックアップいたしまして、皆様にご紹介をして、ご意見をいただければと思って、今回はIPPCにおける国際認証を取り上げてみました。

今日お伝えしたいこととして、国際認証の背景にあります地域主義、英語で申し上げますと、Regionalizationと言われておりますけれども、その概念、背景のご説明をいたしまして、その次に、現在、国際的な認証を第三者がするということについては、動物の衛生に関する国際基準をつくっている機関でございますOIEが、10年以上前からこの取組を行っておりまして、IPPCがやろうとしていることもこれの植物版ということで位置づけられておりますので、その根拠がどうなっているのかということをご説明します。最後に、現在、IPPCでは国際認証についてどのような検討をしていて、今後どうもっていきたいのか、今次3月の総会で何を議論するのかということについてご紹介いたします。

まず、「地域主義とは」というところでございます。病害虫というものは、気候や地理的状況等によって、発生している地域と発生していない地域があるわけです。このような病害虫の発生状況は必ずしも国境とは一致しないと、当たり前のことでございますが。そのときに、コアになるのはSPS協定第6条です。国単位で判断するのではなくて、地域ごとの発生状況を考慮して、製品の輸入に対する要件を調整することを確保しなさいということが、国際的な義務として、WTOメンバーの義務として定められているわけです。

具体的に言いますと、無発生地域と発生地域があるときに、国全体でアクションを起こすのが国と国との関係なんです、このように発生地域と無発生地域を分けることができるのであれば、かつ、この場合で申しますと、輸出国から無発生地域であるという申請があれば、その部分については貿易を止めてはいけない、発生しているところだけ止めることが認められるというものでございます。

植物の世界で申しますと、ISPM 5、植物検疫用語集に地域主義に関して、PFA (Pest Free Area) が定義されています。すなわち、ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている地域ということで、具体的に言いますと、今の日本の植物防疫法の施行規則別表第2を見ていただきますと、オーストラリア、植物が書いてあって、ミバエと書いてあるんですが、ここでは省令レベルで「タスマニアを除く」というふうに、地域としてここは関係ないという整理をしている例が挙げられます。

大本のSPS協定でございますが、これは順序を逆にしたほうがいいと思います。まず1点目

が、2番目のポツですけれども、自国の領域内の地域が有害動植物又は病気の無発生地域であると主張する輸出加盟国が、「PFAがあります」という主張について必要な証拠を提供して、客観的に認められるときには加盟国、輸入加盟国になりますが、「有害動植物の無発生地域として認めます」ということのやりとりが、二国間で行われることとなります。これはかなり時間を要することとなります。

この二国間の話し合いをスムーズに進めさせるという観点から、これまでもISPMの中では地域主義に関するものが沢山つくられています。4、8、22、26、29、30とありますが、まず最初に4でPFAの設定のための必要条件、あるいは、ミバ工類のPFAの設定というのがあります。設定とか確立というのは、英語で言いますと「Establishment」。つまり、輸出国側がPFAを客観的にPFAであるということを証明するための条件がこういうふうに定まっております。

最近作られたISPM 29では、初めて認定のルールというのが出てきたわけです。輸出国側が設定したものを、輸入国側がどうやってrecognizeするか。「recognition」というのは日本語で「認定」と言っておりますが、その段階に至ったわけです。これは2003年以降、WTOのSPS委員会でも、「地域主義」をどうやって認定するのかというガイドラインの作成の議論をしております、それと並行的に行われてきたものです。WTOのSPS委員会でも2008年に地域主義認定のアドミニストラティブステップということで、ガイドラインを採択しております。

これがSPSのバックグラウンドですけれども、先行しているOIEの取組を見ていきます。OIEは歴史がかなり古くて、第一次世界大戦後の動物の病気の広がりに対して、それに対抗するためにつくられた機関でございます。その際に、これは条約になっておりますけれども、家畜の伝染性疾病の流行防止のために最も重要なことは、病気が発生した情報を各国が速やかに共有することだと。そして、必要な対策をとるんだと。その場合には、病気が発生したら通報してもらわなきゃいけないわけで、そのためのシステムを確保しなければいけない。

つまり、通報すると自分たちの貿易はとまるんですね。それだけの通報をちゃんとしてもらうようにしなければならないということです。その場合には、病気が発生してしまった以上、自分たちの貿易がとまっても、通報はしてもらわないといけない。だけれども、病気をちゃんと封じ込めて克服したときには、元通り貿易を再開してねという条件が必要になってくるわけです。したがって、疾病が撲滅されれば貿易は再開されるようにすることが必要です。ただ、現実問題としては、私どもの地域で口蹄疫が発生しましたというふうに通報するとすべての輸出が止まります。偶蹄類関係、牛・豚全部とまります。そのときに、摘発・淘汰を実施して清浄化しても、なかなか貿易は再開しないという現実がございます。

そういった中でOIEとしては、それをもって加盟国が通報するのを嫌がるということを防ぐために、現在、清浄性をOIEとして認定しているというわけです。当事者だけではなくて第三者の公的機関として認定してやるというシステムを導入しています。これは、SPS協定の地域主義が1995年からできましたので、その翌年から、その前から検討していたんですけども、96年より各国の要請に基づいて、もちろん必要なお金は払っていただきますよということですが、この4つの疾病についてのみOIEが認定しております。

4つの疾病を見ていただきますと、FMDと呼ばれている口蹄疫、2000年に日本でも発生して大変なことになりましたけれども、これとBSEは、動物の専門家でなくてもお聞きになったことはあろうかと思えます。例えば牛疫というのはOIEではもうすぐ世界的に駆逐に成功すると思えます。そうやって取り組んできた病気です。これ以外に皆さんにとって身近な動物の伝染性疾病、本当は鳥インフルエンザなんですね、AI。各国でAIの清浄性を地域で認定してくれという申請が出ております。なぜだめか、ハザードになっている鳥インフルエンザウイルスを鳥が飛んで運ぶからなんです。かつ、ワールドワイドに存在するというので、鳥インフルエンザについては、OIEは公式認定をできないという判断をしています。要は、ウイルスですけども、牛は歩く、それから、野生と飼っているものの分離が非常にしやすいという前提でこの4つの病気を選んでいるということはひとつ注意できるかなと思えます。

さらに、OIEが公式認定をしていることの効果については、はっきりしたものがございません。これはOIEの主張でございますけれども、「公式認証は総会で採択されており、総会で採択する前に加盟国にコメントを60日間求めているという観点で、国際基準になっているOIEコードと同じですよ。手続きが同じである以上、効果も同じでしょう」というポジションでございます。SPS協定上、WTOにおいてはこの議論は決着がついていません。かつ、紛争解決手続きでOIEの公式認定が取り上げられたこともございませんので、結論はわかりません。ただ、各国の対応がそれぞれ主張されているという状況で、例えば日本のこういう会議でのポジションは、公式認定はメンバーとして考慮いたしますが、別途、リスク評価が必要ですよというものです。

他方で、注目はECです。日本のBSE対策は本来ECのまねっこなんですけれども、ECはBSEのカテゴリーをOIEの公式認定と全く整合させています。今はEFSAのリスク評価をしておりません。OIEで決まれば、BSEに関してはそれがそのままECのルールに反映されるという制度になっております。

さて、新しく導入しようとしているIPPCの問題でございますけれども、インターナシヨナ

ル・レコグニッション（国際認証）の検討状況はかなり歴史を踏んでやってきております。一点目は、スタートが2005年、国際認証の実用性について検討することを決定。そして、検討グループをつくらうということが2006年に決まって、公開作業部会（Open Ended Working Group）が2008年7月にタイのチェンマイで開かれました。我が国からもここにすわっている尾崎が出席しております。そして、2008年10月、OEWGの検討結果をSPTAで検討。このSPTAというのは、Informal Working Group on Strategic Planning and Technical Assistanceという長い名前で、関係者もみんなSPTAと言っています。

SPTAは、文字どおり戦略計画をつくるという仕事。それから、行政的な重要事項、例えば国際基準の作成手続きとか、予算とか、人員といったものをやります。そういう意味ではある組織の理事会とか執行委員会といったかなり重要な位置づけになっている会議体です。ここでイメージされている国際認証手続きですが、基本的にはOIEのものと同じです。加盟国が申請してきて、専門家がドキュメントで検討する。もちろん必要に応じて現地調査は実施します。その中で、各国協議等のプロセスを経て、総会で採択するという一連の手続きが想定されています。

OEWGにおいては、「国際認証の設定は非常に手続きが有用だし、技術的にも実施可能である。しかしながら、IPPC事務局の持続的な財源が必要で、実現が可能かどうかは、財源及びその他のリソースをよく見て検討しましょう。」と、どちらかという前向きな結論になっております。

それに対しまして、SPTA、執行状況を議論する会議ではどうなったかということですが、1つは、FAOのリーガルサービスの意見としては、PFAの設定・認定はIPPCの責務を超えている可能性がある。「可能性がある」というところは英単語では「might」になっています。各締結国の責任で、情報提供のため、PFAに関する情報をIPPCに掲載することは可能と。これは輸出国が自分で設定したPFA申請を、情報として掲載することは可能ですよということです。

SPTA総体の意見としては、「認証システムの設立は不適當、かつ、法的に実現不可能な可能性がある。外部認証機関がPFA設定の基礎として使用するマニュアルの導入は、その作成に要するリソースの点で現時点では実現不可能と史料される。」ということで、どちらかという否定的な結論になっております。

今後の展望ですが、これはCPM 4 の議題の15の3だったと思いますけれども、国際認証の議論を行うようになっておりまして、OEWGは前向きだという結論です。それから、SPTAにおける結果を踏まえ、国際認証に関する今後の取扱いを検討するということになっておりますので、

可能であれば皆さんからの意見もいただければと思っています。

我々としては幾つかの留意点があるかと思います。この効果をどういうふうにするかということもあるんですが、認定を受けたいという人は農産物を輸出したい人なわけでございます。そういうところからは国際認証の実施を強く求める意見が出てくると思います。もう一点、OEWGにしてもSPTAにしてもリソースの問題をずっと言っております。

IPPC事務局のリソースがどうなっているかと言いますと、ちゃんとしたオフィサーとしてはポジションが7つ用意されているんですけども、今、4人しかいませんで、3人欠です。また、最も偉いセクレタリー（事務局長）がいません。パートタイムで一人やられているんですけども、フルタイムのセクレタリーがいない状態になっています。セクレタリーというのは事務局の頭で、皆さんでいうとコーデックスがわかりやすいと思いますが、コーデックスでいう宮城島さんに相当するポジション、あるいは、OIEで言えばヴァラのポジションの人が今、空席状態になっています。そういう意味では、人員が8人いるうち4人しか埋まっていないという現状。そういったことがリソースの問題として取り上げられているということでございます。

私の説明は以上でございます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

この問題はご説明にあったとおりこれまでも議論されてきておりまして、この3月30日からローマで開催されます第4回の植物防疫条約に関する事務局総会の中でも議論されることになっております。輸出国側からすれば、国際的に自分の国のステータスを認めてもらえれば貿易が円滑にいくのではないかとということだと思います。

ご説明させていただいたことなどにつきまして、また関連することでも結構ですので、ご意見、ご質問ございましたら、どなたからでもよろしく願いいたします。

山浦様、よろしく申し上げます。

山浦委員 地域主義と国際認証の関係がまだよく分からないんですけども、国際認証というルールをつくって、その中身として地域主義で輸出できるようなものをIPPCのルールとして採用しようじゃないかという提案があると、そういうことなんでしょうか。

小川国際基準課長 地域主義自体は、先ほどのスライドでオーストラリアのうちタスマニアをミバエの場合は除くというふうに書いてありましたが、日本と豪州との間で話し合っ、認められたものです。ただ、なかなかそういうふうに認めてもらえないという場合に、IPPCという第三者、しかも、植物に関する国際的な基準をつくる権威ある専門的な機関が認定して、それ

を受け入れたらどうですかというような取組なんだと思うんですね。二者でうまくいかないのであれば、第三者が認証してやろうという取組だというふうにご理解いただければと思います。

山浦委員 それですと、OIEの場合もそうなんですけれども、OIEの場合は人獣共通感染症の撲滅、あるいは、動物の健康保護といった理念があるんですが、一方で貿易促進の部分がありまして、OIEにおいても地域主義という形でコンパートメントとか、いろいろなやり方が最近採用されています。すると、本来のOIEが持っている動物の病気の根絶ということが軽視されるおそれがないかという懸念を私は持っています。

IPPCにおいても、地域主義の考え方を、今説明がございましたように、IPPCが国際認証として国際的な基準として認めるという形になっていくと、そこで検疫上規制しなければいけないものが、ややもすると甘くなってしまうのではないかと、そういう懸念を持っています。そういう意味では、手続き的にも安易な国際認証を認めていく方向というのは議論の余地があるのではないかという印象を持っております。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

コメントありますか。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。消費・安全局植物防疫課検疫対策室長の阪村でございます。

今の山浦様のことに関しまして、植物検疫当局といたしましては、国際認証は可能であれば私どもも取り組んで参りますけれども、技術的に妥当なものであるというのが一番の論点でございますので、その辺につきましてご指摘いただいた点を忘れないように、今後進めていきたいと思っております。

横地植物防疫課長補佐 よろしゅうございましょうか。

ほかにございますでしょうか。犬伏様、よろしくお願ひいたします。

犬伏委員 地域認証という形がとられたとき、人間古くなると悪いことを考えるものですから、井手さんのところは大丈夫です、犬伏の方は悪いですというとき、私の作ったものを井手さんのほうに入れてくださって頼むことがありはしないかなという危惧を持っています、輸出入というときに。そうした危惧を払拭する方法は考えられているのでしょうか。

今、山浦さんがおっしゃられたのと全く同じようなことなんですけれども、動物のOIEでもなにか政治的な判断があったような感じがするものですから第三者的な認証が必要なのだらうなと思います。でも、政治的に全く独立したところがあるものなのかちょっと心配だなと思います。

もう一つ、ここでやっている病害虫ですが、今、環境が温暖化と言われてかなり違ってきていますね。世界中でいろいろな環境のところがあると思うのですが、ここはフリーですと認定されて、フリーだったはずが、そこに行ったらすごく増えちゃったなんていうことが起こらないのかなというのが気になっています。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

1つは、きれいなところとそうじゃないところの関係で、横持ちで出てくる危険性があるのではないかと。それから、動いてしまった病害虫が次の新たな土地で別のリスクを生じるのではないかとという2点のご質問、コメントをいただきました。

これに対して、小川のほうからお願いします。

小川国際基準課長 ありがとうございます。非常に大事な点だと思います。そこもあるので、実際の認定は正直言うとなかなか進んでいません。世界的な機関でいうと、WTOのSPS委員会で、各国こんな成功事例があったら報告するという場があるんですけども、あまり出ていないんです。出てきているのはECですね。この場合、BSEはあまりいい例ではないんです。というのは、ハザードであるプリオンは空気感染しませんので、口蹄疫のぼうがいいと思います。ウイルス性の病気で、どうやって地域主義を設定するのかということなんですけど、世界で今認めているのはECだけではないかと思えます。

どうして認めたかということ、自分たちの域内、イギリスで発生しちゃったんですね。元々EC域内は自由なわけですね、ところが、イギリスで発生したときにイギリス全部を止めざるを得ないので、彼らは方針変更をせざるを得なくなりましたね。ECの一部について地域主義を認めた関係で、他の国も認めなければいけない。最低限そのルールは守るということで報告がされています。ただ、その場合でも、EC域内で何でもできるのかというのは、今、犬伏さんがおっしゃったように、そうじゃない地域とどこまでちゃんと遮断しているかということなんだと思うんですね。それがみんな信頼できるかということなんです。

植物でもある特定の病害虫については、日本では一部の地域に発生しているものとして、例えばイモゾウムシとかアリモドキゾウムシがあるんですけども、本土に入らないように移動制限がバシッとかかっているわけです。要は、発生しているところからきれいなところに入らないということとどこまで確立するのかというのが重要だと思います。今でもブラジルの一部の地域についてはECが認めて、その後、カナダが認めようとしているんですけど、ある国が「うちはそうですから、認めてください」と言って、素直に「はい、わかりました」という国はゼロです。カナダの場合は何をしているかということ、その地域主義の設定のプロジェクトに

スポンサーになってお金を出しています。つまり、常に職員が見ています。一緒になって考えようという、現地に入って行って認められるということに取り組んでいるのが現状だと思います。

特に虫の場合も、OEWGをやった場合、例えば空飛ぶミバエでやろうかというかなりチャレンジな話で、あるいは、土の中にいて動かない虫とか、何をターゲットに管理を考えられるのかというところを、犬伏さんおっしゃるとおりかなり議論していかないと、そう簡単には認められないものだと思います。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、犬伏様。

それでは、お願いします。

秋山委員 先ほどの小川課長のSPTAにおける検討と結論という説明の中で、FAOの法務部の見解と、SPTAの見解が紹介されておりまして、この中では法的にはIPPCの中でこういったことを設定するのは妥当ではないというような意見が出ています。この議論は法的な枠組み、つまりIPPCの条約上規定されていないから法的にこれは無理だという結論なのか、あるいは、現行の条約上は無理なので、条約改定も含めて検討しようというのよく分からなかったんです。その辺を説明していただきたいと思います。条約上は駄目で、改定しなければ、この議論はここで止まってしまうのではないかと、さっきちょっと思ったんですが。

小川国際基準課長 ありがとうございます。秋山さんのご指摘のとおりです。ここははっきり言っていません。本当にやりたければ条約を変えればいいわけですし、秋山さんはよくご存じですので、IPPC条約を見ると出来ない訳ではないんですよね。ペストについてコントロールして、効果的な措置をとるんだと、まん延を防止するんだとか。そういうところで読もうと思えば読めてしまうんです。ここはそんなにメインイシューにはならないと思います。むしろリーガルサービスの人は、それはIPPC条約上出来ないとは言っていないので、そういう問題があるけれども、みんながやりたいんだしたらどうぞぐらい言いかねないと思います。

秋山委員 分かりました。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上、ISPMにおける国際認定についてということでございます。

続きまして、ISPM、国際基準案の説明に移りたいと思います。本日、ISPM案は全部5件ございます。1件当たり30分程度と見込んでおります。

本日説明させていただくものは、木材こん包材の関係、現行のISPM 15がございますが、この改正についてというのが1つ、それから、有害動植物のリスクに応じて品目をしっかりと見て、植物検疫上の措置を講じていこうじゃないかという、品目分類に関する国際基準案が1つ、それから、ISPMの中で使われている用語に関する基準案が2本ございます。それから、放射線照射に関する基準が1つでございます。

これについて、今ご紹介させていただいた順番で当方からご説明をさせていただき、併せて我々事務局で考えております対応方針案なども説明させていただきつつ、意見交換をさせていただきたいと思います。また、途中、ISPM 15の説明が終わったぐらいのタイミングで、10分ないし15分の休憩を取りたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料2、1ページからでございますが、ISPM 15（国際貿易における木材こん包材の規制）の改正について、農林水産省植物防疫課検疫対策室長の阪村から説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。大事な会議の前に花粉を被っておりまして、お聞き苦しいと思いますが、よろしく願いいたします。

ご紹介にあったように、ISPM 15（国際貿易における木材こん包材の規制）の改正でございます。申し忘れていると思いますけれども、表をご覧になるとわかるように、6月案の概要、それから、それに対する日本のコメント、今次案の概要とございます。昨年の6月にFAOから原案を、日本も含めた加盟国にご提示いただきました。これに対して、9月の段階に、この会議で皆様にご紹介申し上げて、その後コメントを致しました。各国ともコメントをしているはずですが、それを受けまして、例えば、スチュワード、テクニカルパネルのほうが修正を加えました。それが一番右にある今次案の概要でございます。

それから、もう一つ、資料は、原案として提示されたものが資料3にございます。それから、資料4、現行のISPM 15も配布しております。

まず、ISPM 15というのは、皆さんご存じだと思いますけれども、国際貿易で使用する木材こん包材に付着する検疫有害動植物の侵入・まん延のリスクを低減させるための措置が書いてございます。

経緯のところでございますように、2002年3月に現行案ができています。その後、5年おきに見直すということでございましたけれども、2年ほど遅れて、今現在話し合いが行われている状態でございます。

その見直しにおきましては、7年間の運用上不都合な点、不明瞭な点につきまして、各国とも提起してまいりました。

ポイントとしては、今、ISPM 15で定められた消毒の措置として、熱処理と臭化メチル処理というのがございますが、熱処理を含む臭化メチルの代替技術の促進とか、排出量を抑制するための技術についても配慮されております。

それでは、中身に移らせていただきます。まず、表題、タイトルでございますけれども、「Regulating wood packaging material in international trade」という部分の「Regulating」が「Regulation」に変わっております。これは特に基準委員会などでも議論があったわけではなくて、スペイン語に翻訳する際の便宜ということでございます。私、スペイン語の素養がございませんので、内容は失礼させていただきますけれども、内容が変わるものではないということでございます。

次のページでございますが、規制対象品の明確化でございます。6月案の段階では、タケとかヤシとかの単子葉の植物を追加したらいいのではないかという内容になっておりました。その後の議論の中で、ISPM 15には病虫害の経路となり得るすべての形態の「wood packaging materials」という一文がございますので、双子葉植物であっても単子葉植物であっても、経路になり得るものは、その一文でカバーされているということで、そこは削除されております。

一方、高度に加工されたもの、例えばワインや葉巻の箱できれいなパッケージになったものとか、醸造用の樽、そういうものについて除外すべきというものは、まさにそのとおり残った案になっております。

次のポイントは、消毒済みの表示がある輸入木材こん包材を再び国際貿易に利用する場合の取扱い。これはちょっとややこしいんですけれども、簡潔に説明させていただきますと、日本に輸入されたものを再度輸出に使う場合の取扱いと思っていただければよいと思います。木材こん包材は世界中を流通する可能性がございますし、使い回しになる可能性もございますので、その間に未消毒の部材が混入したりする、そういうものを最小限に取り締まるにはどのようにしたらいいかということで、加盟国で腐心しているわけでございます。

まず、取扱いは3つのカテゴリーに分けております。1つは再利用(reuse)、それから、修理(repair)、再組立(remanufacture)でございます。

再利用(reuse)というのは何かと申しますと、パレットを頭に浮かべていただければいいと思いますが、輸入されたパレットをそのまま、一切手を加えずに、次の荷物を積んで輸出するという場合でございます。これに対しては特段の措置の必要がないということは各国一致して

おります。2番目の修理(repair)は、木材こん包材の一部を新しい材に替えて、輸出する。再組立(remanufacture)というのはもっとたくさんの部分、大部分を新しく取り替えて輸出するという取扱いでございます。

2番目の修理に関しまして、どういう取扱いをすべきかという案でございますが、6月案では、修理に使われる部材はすべて消毒されたものであることを保証する。保証できない場合にはもう一度その木材こん包材全体を消毒すべきであるという取扱いでございます。それに対して再組立、もっと大きなたくさんの部分を分解して取り替える場合には、もとより木材こん包材のユニット全体を再消毒するというところでございます。

6月案の段階ではその修理と再組立、どこで線を引くかという基準について議論をいたしまして、全体の部材の3分の1、10ピース使っていればその3つを取り替えるか、4つ以上取り替えるか、そこにラインを引いていたわけでございますけれども、真ん中の欄にありますように、私どもだけではなくてほかの国からもご指摘がございましたが、その3分の1の根拠は何か。科学的な根拠があるのかということの問題をいたしまして、結局はないということでございます。これは単に取り締まり上の決まりであるというのでございます。

そうであれば、私どもとしては、輸出国の植物検疫機関が保証できればいいんでしょうと。少し取り替えてもたくさん取り替えても、それが全部消毒されているということ保証できいいんでしょうというコメントを出しておりました。その後、基準委員会などで話し合いが行われまして、結局は「3分の1」という部分は取り下げまして、一番右の欄の「repair」のところ、完全に解体せず一部の部材を取り替えた場合、完全に解体というのは「dismantle」という用語を使っております。

次のページの(3)と併せて見ていただければ、再組立は「dismantle」した場合、完全にばらした場合、それから、修理については完全に分解してまた組み立てるのではない場合、そこに線を引いてまいりました。取扱いとしては、修理については、輸出国の植物検疫機関が、全部の部材が消毒されていることが保証できればそれによろしい、保証できない場合には全部のユニットを消毒すると。それから、再組立につきましては、6月案と同じでございます、有無を言わず再度消毒をすべきであるということでございます。

この根拠となる基準委員会の見解は、理屈的には3分の1でも、完全に分解するかしないかでもいいんですけれども、部材の管理が加盟国の中には難しい国もあるということでございますから、世界中を巡るこん包材で病害虫が移動しないための取り締まりとして、修理か、再組立か、完全に分解するかしないか、これを基準にしたという案になっております。

3番目は、樹皮(bark)の規定です。6月案の段階で樹皮は除去しなさいと。これは皆さんご存じかと思えますけれども、特に虫でございますね。木材につく虫というのは樹皮が好きでございますまして、その部分にリスクが高いので、樹皮は除去しなさいと。ただし、幅が3cm未満又は幅が3cm以上でも、表面積が50㎡未満の場合、その樹皮は残存してもよいという規定でございます。それが6月案で提案されておりました。

私どもや世界のほかの国もそうですけれども、3cmとか50㎡の根拠は何かというのが議論になりました。森林検疫に関する技術パネルというのがありまして、そちらで根拠となる試験結果がはっきりいたしましたので、6月案のとおり、幅3cm、50㎡未満という基準がそのまま現在の案に残っております。

4点目、臭化メチル処理でございます。臭化メチルの効果確認に最小満たすべきCT値を導入するというのが6月案で盛り込まれております。CTというのは、前回もご紹介申し上げましたけれども、コンセンレーションとエクスポージャータイムのことでございまして、濃度と時間、どのぐらいの濃度でどのぐらいの時間消毒したのか。これが臭化メチルの効果に影響いたします。

そのことにつきまして、CT値を導入すること自体は意味があることかと思えますけれども、それには積分の近似式、どのように計算するかという式が必要です。それが原案にございましたので、ちゃんと書くべきというコメントをいたしました。それに関しまして、基準委員会などで検討いたしましたけれども、植物検疫処理に関する技術パネル、それから、森林検疫に関する技術パネルという専門家の展開が必要ということで、この案では入っておりません。私どもももう一度今回ちゃんと専門家で検討して入れるべきだというコメントをさせていただきたいと思えます。

4ページにまいりまして、5番目でございます。消毒された木材こん包材には、消毒済みのマークが必要です。これはまず処理コードの問題がございます。処理コードというのは、今認められている2つの処理、臭化メチル処理、メチルプロマイド処理、MBと書くか、もしくは熱処理(Heat Treatment)、HT、いずれかを書く必要があるんですけども、6月の案ではそのコードを区別する必要はないという意見がございました。各国の意見を見ましたところ、トレース上有効という意見がございましたので、やはり入れたほうがよいという案で今回提示がございました。

それから、(2)のところですが、そのマークに含まれているのは、提示案をご覧になるとよくわかると思うんですけども、IPPCのシンボル、左のほうに小麦のほうにIPPCと縦書きに

なっている部分がございますね。このシンボルが要ります。それから、国のコード、これは「XX」と書いたところ。そこに、日本ですとJP、アメリカですとかUSと入るんですけども、その表示。それから、生産者コードは「000」と書いてあるところ、こちらには木材こん包材事業者の固有の番号、各検疫当局もしくは実施機関からもらった固有の番号が入ります。そのコードですね。そういう情報以外のものを入れてはいけないという提案でございます。ご存じのように木材こん包材というのは輸送に使われるものであり、かつ、木ですから、表面が荒かったりして、情報が読み取りにくいということもありますので、そういうのを避けるためになるべく簡潔にしようという試みでございます、その趣旨で提案されております。

もう一つの大きな問題はダンネージでございます。現在のところダンネージも普通の木材こん包材と同じ扱いで消毒及び表示が必要ということになっております。6月案で、ダンネージの表示は必要とした上で特別な配慮が必要ということでございます。ダンネージというのを皆さんご存じですかね。例えば木材こん包材をつくります。機械を木材で包みます。それを海上コンテナ、鉄の箱がありますね、でも、中はガサガサですから、航海中に揺れたりすると傾いたりします。そういうのを避けるためにつっかえ棒をしたり、下のほうに楔を打ったりして、動かないようにすると、そういうものでございます。

この作業は港湾で荷役に携わる方が輸出前に行いますが、過酷な状況で作業されますから、マークをつけるのは大変な作業でございます。そういうご指摘がございましたので、森林検疫に関する技術パネルのほうでも考えまして、あらかじめ短い間隔で表示をつけた材を切断しながら使用しなさいと。例示がなくて恐縮でございますが、マークを連続的に木材こん包材につけます。それを、長さに合わせて作業されますから、切りながらやれば必要事項が含まれる。そういう一種の手法でございますね。もしくは、切断後に追加的に表示をつけるという、2つの工夫する案が提案されております。それはそれで非常に意味のあることかと思ひまして、私どもも賛成いたします。

ただし、ISPM 15は、高度に植物検疫の運用もしくは港湾荷役の運用にかかわるものですから、この理念と現実の世界では乖離があるということ提起して、必要があれば今後改良を加えていくというようなコメントをしたいと思っております。今日の段階で名案がございましたら、ご提案いただければまた検討させていただきます。

以上が6月提案に関するコメントと私どもの考え方でございまして、それをまとめたものが5ページでございます。1つは、付属書1の部分で、CT値の計算式は要ります。ですから、植物検疫処理に関する技術パネルでよく検討して、将来明記されるべきというコメントになります。

す。

2つ目は、臭化メチルくん蒸の場合、ガスを使いますから、特に木材ですと収着が起きます。あまり収着が高いと薬効が減ります。ということで、原案のほうでは、収容比、木材を入れる割合を80%以下にすべきという規定が書いてございます。確かにそのとおりですけれども、先ほど言いましたCT値を使った場合、濃度と時間の積でございますから、それがクリアされていれば収容比はどれだけ詰まっていようが関係がないということでございますので、技術的なコメントではございますが、もう一度提起したいと思います。

それから、臭化メチルは、液体のものを気化器に入れてガス化させて、投薬するというようなことをやっております。ただし、気温が高い場合、ここに「15 以上」と書いてありますが、気化器を使わなくても、ポンペの中に液体が圧力をかけて入っておりますから、それが気中に出た段階で気化するということもございますので、原案では「必ず気化器を使用しなさい」となっていますが、「必要に応じて」でよいのではないかという指摘でございます。日本もそうですけれども、すべてのくん蒸作業者が気化器をすべての場合で使えるという状況にはない、特に途上国などでは難しい場合もあるということでございます。

最後、付属書2でございますが、消毒済みの表示について、余計な情報を四角の中に入れてはならないと申し上げました。そうなりますと、今、一部ではロット番号とか会社のロゴといった情報も入っている場合があると聞いておりますので、そのスタンプなり焼き印を変更しなければいけない。この提案は技術的にこうだからだめだということよりも、視認性と言います、わかりやすくするためにつけようというだけの理由でございますから、そのために今のスタンプを変えなければいけないのかというご指摘もございますので、今押しているもの、既に押して流通しているものについてはいいではないか。次にスタンプをつくる時に余計な情報は入れないようにしようということでございます。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございました。

随所に「基準委員会」という言葉が出てきます。既にご案内のことと思いますが、基準委員会というのは各国に国際基準案を諮る前に、そういう形で諮っていかどうかということを経済的にチェックする専門家集団で構成された委員会でございます。そこでの議論を踏まえて最終案が各国に諮られるという形になります。

それでは、まずISPM 15の関係につきまして、今説明させていただいたことに関連しまして、コメント、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

秋山様、どうぞ。

秋山委員 資料2の5ページ、今次案に対する対応案ですが、この対応案に特に異論ございません。そのほかに、第3回の連絡会でも少しお話したんですが、今回のISPM 15の改正以前には、すべての基準で「must」という用語は使われてないと思います。今回、6月案に対してさらに次の委員会へ出す案では「must」が少なくなっているんですね。さらに、表示のところもかなり「must」は使われているということで、さっきの気化器のところも「must」から「is」と変えてあるんですね。これは何らかの意図があったと私は思っているんですけども、今回、ISPM 15でこれを採択するのであれば、この基準で「must」を使ったという根拠なり説明を求めるべきではないか。今後、基準を策定していく上で非常に重要な事項かなと思っておりますので、その辺の確認を何らかの場面でしておいたほうがいいのかと思います。

それから、前の案では、CT値は「 $g \cdot h \cdot m^{-3}$ 」だったのですが、今回の案は、「 $g \cdot h \cdot m^3$ 」となっています。この表示は間違いでございますので、元どおりに直すか、あるいは、「 $g \cdot h / m^3$ 」というふうに直す必要があります。以上でございます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

基本的には異存ないけれども、追加的に「must」の考え方の整理を確認したらどうか、あるいは、単位について、誤記かもしれませんけれども、確認しておくべきと。

秋山委員 単位については明らかに間違いなので、修正しておいたほうがいいのかと思います。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。単位についての修正について意見を出しておくべきだということでございます。

当方からお願いします。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

2点につきまして。まず、後段の点は、うちのほうのコメントが入っていましたよね。本日も紹介しなかったんですけども、そのようにコメントさせていただいたので、ご了解いただければと思います。

秋山委員 分かりました。

阪村検疫対策室長 1点目の「must」でございますけれども、その前に前回は議論になりました、基準、ISPMには「shall」、「should」、「must」、「may」というのが使われておりまして、そこはどれだけ法的拘束力を持つのかという議論は、常にございました。普通の場合、ISPMでは「should」を使っています。

ご覧になるとわかると思いますが、ANNEX 1 です、資料 3 の 5 ページの左のほうの [77] に「must」が一つございますね。「wood packaging material must be heated in accordance with a specific time-temperature schedule that.....」と。また、[81] に、「the wood packaging material must be fumigated with methyl bromide in accordance with a schedule.....」と。それから、もう一つご紹介させていただくと、[74] に「Irrespective of the type of treatment applied, wood packaging material must be made of debarked wood」。

これらの「must」につきましては、基準委員会などで議論がありました。これまでの例ですと「should」を使っておりました。なぜ今回「must」にしたかと申しますと、こん包材は剥皮、debarkされたものでなければならない。それから、「heat treatment」については、「that」以下の基準。臭化メチルについては、「that」以下の基準でなければならないと。これは最低要件もしくは基準上の決まり事でございますから、ISPM 15を採択した以上、それに従わなければならない。そのようなニュアンスのところに「must」を使っているということでございます。

以上です。

小川国際基準課長 ちょっと補足させていただきます。秋山様の指摘は非常に重要なところについておまして。IPPCでは、先ほど阪村室長のご指摘になった「shall」、「must」、「should」、「may」をどのように使い分けたいのかという議題は別に立っておりまして、去年の総会でもそれが議論になりました。

バックグラウンドとしては、スペイン語に「should」がないんですね。「shall」と「should」が同じというのもございます、どう使い分けるのかということで議論したんですが、決着がつかなくて、この定義 (glossary) だけを議論しているTPG (Technical Panel on Glossary) に戻して、その結果を受けてもう一回議論しようというのが総会での整理になっております。

去年そういうふうに戻したんですけれども、ことしの総会にその検討結果がまだ出てきてないので、一般的なルールはまだ検討途中です。ISPM No.15の整理については、今、阪村室長がおっしゃったとおりです。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

山浦様、よろしく申し上げます。

山浦委員 実態を教えてくださいたいんですけれども、2 ページの再利用とか修理の場合、

輸入こん包材の保管状況というのが長期化するような場合があるのかどうか、そこでの汚染、あるいは、虫の害が起こってしまうようであれば、厳しいルールをつくらなければいけないかなど素人目に思うんですが、その辺の実態はどうなんでしょうか。すぐに再利用されているようなものなのでしょうか。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

一度使用されたものが保管されて使われるといったときに、その保管状況についてというご質問でございます。

阪村検疫対策室長 河村委員からご説明いただくのが一番適切かもしれませんが、私ども植物検疫当局として把握しておりますのは、すぐに使い回しされるものもあるし、保管されるものもあると認識しております。ご質問のご趣旨は、一度消毒されたものが再度汚染されないかということかと思えますけれども、そこにつきましては、ISPM 15が依然抱える課題でございます。森林検疫に関する技術パネルのほうで再汚染の検討を科学的技術に基づいてやっている途上でございます、全くないとも言い切れないし、そんなに頻繁にあるとも言い切れない現状であるご紹介させていただきます。

河村委員、何かありますか。

河村委員 保管状況についてお話をいたしますと、保管というのは、通常は保税倉庫に保管されるケースが多いんですね。または、メーカーの工場で保管して、その品物を再加工した上でもう一度再輸出するということが多いですから、マツノザイセンチュウなどがうようよしているような場所に木材こん包材が保管されることはまずあり得ないと考えていいと思います。これは日本の場合でございます。ただ、中国などの場合ですと、倉庫自体が高床式になっていないところもたくさんありまして、下が土のところもたまにはありますので、そういうところでは汚染の可能性は全くないとは言い切れないと思います。

それから、汚染に関して、農林水産省でご存じかどうか、最近、中国とアメリカの間でマツノザイセンチュウの消毒の温度について論争されています。双方ともに150℃と言っていましたけれども、華氏のことなんでしょうね。57℃ですか、今、57℃で30分と。彼らはやや高い温度を言っていましたけれども、この温度では死なないということを双方が確認したということを書いていましたので、この辺の問題がまたISPM No.15に反映されてくる可能性があるかもしれません。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございました。

現在、基準では摂氏56℃になっていますから、華氏だと132℃あたりということでございます。

す。

阪村検疫対策室長 何遍もすみません。ご提起、ありがとうございました。消毒基準につきましても、常に検討課題がありまして、1年に一度、森林検疫に関する技術パネルがございまして、そちらのほうで意見がまとまり次第、加盟国に提起があると思います。

それから、山浦委員のご指摘に、私、一つ言い忘れましてのは、木材こん包材から虫が見つかりますと、その部材についてしかるべき処理をして、輸出国に通報するというシステムがございまして、そちらのほうで現在対応しているということでございます。

ありがとうございます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

ほかにございますか。米倉委員、お願いいたします。

米倉委員 処理方法に熱処理と臭化メチル、日本で行われている処理はどちらがどれくらいあるのでしょうか。現状、規定が日本のこん包材の輸出等にどれくらいの経済的インパクトが起きているものなのでしょうか。

阪村検疫対策室長 これはなかなか統計をとるのが難しいんですけども、私どもが把握している現状では、日本で処理された木材こん包材の90%は熱処理ということでございます。

それから、インパクトと申しましたね。

米倉委員 経済的な影響ですね、コストがどれだけ上がるかとか。

阪村検疫対策室長 すみません、そこについては把握しておりません。

横地植物防疫課長補佐 よろしいですか。申しわけございません。

それでは、古茶委員、よろしくお願いいたします。

古茶委員 資料3の7ページの左側に、マークとして使っているマークはこういうものですよという例示が幾つか出ているんですけども、その一番上のステンシルにスリットがないんですね。この前のご提案のときにも、これは線だけにしかスリット入っていないんですが、文字のところにもスリットが入っていませんと、落ちてしまうことがありますので、これはコメントがございませんでしたけれども、必要なところには当然のことながらスリットは入れていいんだという理解でかまわないですね、そこは。

阪村検疫対策室長 お答えいたします。前回そのご指摘を受けましたので、コメントを入れております。特にご紹介しなかったのが失礼いたしました、パラグラフの113ですね。

横地植物防疫課長補佐 6ページ右側の、一番下のブロックでございます。

阪村検疫対策室長 そこにExample 4がありまして、これがステンシルの説明でございます。

「This represents a prospective example of a mark applied by stenciling, small gaps may be present in the border, and the vertical line, and elsewhere among the components of the mark」と入れておりますので、字のところにギャップがあっても結構でございます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

河村委員、よろしく願いいたします。

河村委員 こん包材の輸入規制と言いますのは、貿易立国の日本にとりましても大変大きな問題でございます。日本の貿易金額というのは、皆さんご存じのように輸出入合わせて150兆円ございます。世界貿易というのは、換算率にもよりますけれども、大雑把に言って、往復というベースにしますと、2,000兆円が世界で貿易されている金額です。そのうち、こん包材を使うのがどのくらいなのかと言いますと、非常に統計が難しいですが、例えば日本の貿易でコンテナ貨物は金額ベースでどのくらいかという統計がございまして、コンテナ貨物が約40%、航空貨物が30%でございます。これを世界に引き伸ばしますと、航空貨物も木製こん包材を一部使いますので、貿易金額のうちの50%くらいこん包材が何かしら使われているもの。そのうち、木なのか紙なのか鉄なのかといきますと、ほとんどがまだ木を使いますね。木材というのはショックを吸収しますので、頑丈であるということで、鉄こん包も行われているのですが、ども、下ろしたとたんガチャンと中が壊れちゃうということもあって、木材のこん包の優秀さにはかなわないようでございます。

木製こん包材にかかわる ISPM No. 15が、条約ではなくてあくまでも国際基準であるため、各国が自由にこれと違うルールを適用してもいいことになっているのが、この ISPM No. 15の特徴でございます。特にオーストラリアとかニュージーランドでは、ISPM No. 15で適用除外とされている合板に対して厳しい規制があります。この合板に対する規制をアメリカのカリフォルニア州が今年の1月1日から始めました。本来はアメリカで売り買いされる机とか壁材とか床材のシックハウス症候群に対する規制なのですが、それが輸入のパレットとかこん包材にも適用するという判断が出ましたので、貿易業界ではショックを隠せません。ただ、厳しい規制は1年半くらい後になります。オバマ政権では予算を組みまして、カリフォルニアの法案を全米に広げる検討が既に始まっています。（注：3月17日付けでこん包材は適用除外とする新解釈が発表された）

そうすると、日本や中国のこん包材が通常の消毒木材から合板に切り替わってきていますね。ダンネージもかなり合板に切り替わってきているのですが、これがアメリカで規制されると、

メーカーさんはアメリカ向けの貨物もヨーロッパ向けの貨物も分けてつけれないですね。同じ在庫を持って、同じように出すメーカーさんが結構多いので、いろいろな余波が出てまいります。

こんなことが前段のお話でございまして、今回の規制の改定案の中で、樹皮、de barkに関する規制がかなり明確化されてきましたので、私ども貿易業界ないしこん包材業界では大変安堵しております。一つだけ危惧がございまして、日本からもいろいろ意見を出していただきましてありがたいのですが、ダンネージのマーキングでございまして、金太郎飴みたいにどこを切ってもマークが出てくるように、中ではなくて外側に全部つけるというのですが、理屈は確かにそうですよね。しかし、だれかが手でやらなければいけないですね。これは結構大変です。ダンネージ材と言いますが、ダンネージ材専門の材木があるわけではなくて、安い材木をダンネージ材にしているだけのことなので、どれにマークをつけるのかというのがテクニカルに難しい点です。

それから、先ほどご説明にもありましたこん包材に使う材木は、ツルツルじゃなくて、とげが刺さるようなザラザラな材木ですから、そこにスタンプを押してもくっつかないですね。そこに一つテクニカルな問題があるかもしれません。今、各国が保護主義的な動きになってきている中で、こん包材の規制を隠れ蓑にして輸入規制に持っていく動きがどこで出るかわからないというのが、私ども産業界のちょっとした悩みでございまして。現実には2000年前後には、中国からの積み戻し貨物が多くありました。その後、日本で中国の野菜を検疫で制限したときに、奇しくも仕返しのように中国各地で日本の貨物が止まりまして、大変な思いをしたこともあります。こういう材料に使われるのがこん包材規制でございまして。

そうした中で、特にダンネージのマーキングというのが2つの点で困難がございまして。一つはスタンプの交付制度。だれがスタンプを持っているのかという制度です。幸いにして日本の場合はかなり多くの改善がみられまして、当初、消毒屋さんとかこん包会社だけが持っていたものが、今は申請をすれば港湾事業会社でもステベ（港湾荷役労働者）も持てるわけです。こういうふうになってきますと、現場で鋸で切ってダンネージをトンカチで打つ人たちが腰にぶら下げることが不可能ではないかもしれません。

しかし、今のルールを厳密に読むとそういう管理はできないですね。どれに判子をつけたかをちゃんと記録をつくらなければいけないというのは、それをやっている人たちは派遣の作業員ですから、そんなことできるはずがない。それが一つの問題。これに対する各国の対応を、例えば中国とか韓国でこんなことできるのかというふうなご意見を聞いてみたいと

思います。中国では今、消毒施設しか判子を持っていません。したがって、こんなことは普通できるはずないですね。

もう一つの問題は、先ほども言いましたように、スタンプ自身のテクニカルな問題で、カナダ、アメリカでは、ローラースタンプというものがあるそうでございます。きのうEメールでカナダのこん包協会から聞いた話ですが、その詳細、インクの濃度とかローラーの大きさとか詳細に聞いてみますけれども、サンプルにありました、麦穂の印が横になったのがありましたね、これがダンネージ用だと思います。カナダやアメリカではそこに「D」というマークをつけて、スタンプの交付基準をやや緩めているようでございます。これについてはまた情報を入れるようにいたしますが。

このような状況の中で、大変感謝しておりますのは、日本の農林水産省が声を上げていただいて、こういう問題を提起してくださる。実際にこれがどれだけ通るかわかりませんが、IPPCで論議をなさっている方々の9割はダンネージを見たことがない人だと思います。どこでだれが何をやっているか知らない人たちが論議する中で、少しでもこういった問題点について投げかけていただきましたら、ありがたいと思います。

ありがとうございました。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございました。

冒頭、米倉委員のご質問に、一部、ご回答いただきまして、ありがとうございます。世界2,000兆円のうち日本は150兆円ほどだと。そのうち概ね50%ほどは木材が使われているのではないかというご説明でした。私どもからご説明ができなかった点でして、ご容赦いただければと思います。

併せて、河村委員からダンネージを中心にコメントを頂戴いたしました。ご指摘いただいた2点について改めてご紹介させていただきますと、1つはスタンプの管理と申しますか、どのように管理を確実に行っていけるのか。もう1点は、ダンネージに印章を押さなければいけないという技術上の問題が拭えないのではないかと、懸念があるのではないかとコメントだったと理解しております。

こちらのほうからコメントはございますか。

阪村検疫対策室長 長い時間になりますけれども、一言だけ、回答をさせていただくと、ご指摘がございましたように、ダンネージについては現実に難しい問題があると思います。ただ、私ども植物検疫当局としてここだけは守らなければいけないというところは、だれが押しても構わないんですけれども、その方は国の監督の下に行われる証明制度につながっている人であ

るといふことでございますので、また、よい方策がございましたら、ご相談させていただきたいと思つている次第でございます。

お役に立てずにすみません。

小川国際基準課長 貴重なお話、ありがとうございました。最初にバックグラウンドでご説明がありました木材こん包材をめぐる問題ですが、いわゆるSPSの分野ですと、ISPM 15が世界で最も採用されている国際基準なんですね。この数がどんどん増えていっているのが現状です。その意味では、この規格を各国が遵守できるようなものにしていって、これに乗るように進める。今の動きをちゃんと進めていくことが重要なんだと思つんです。

また、今、河村様からご指摘のあつた、アメリカの環境規制目的だとちょっと難しいんですが、豪州とかニュージーランドが植物検疫の観点からISPM No.15を超える規制をしているといふことであれば、それで現実に貿易に問題が生じているといふのであれば、それを取り上げて、相手国に科学的正当性を求める場も用意されております。これは植物検疫の観点でされているといふのであれば、必要な情報さえいただければ、彼らにぶつけることもできますので、貿易上の問題といふことがございましたら、ぜひいただければ、何とか対処したいと思つます。

河村委員 それは農林水産省のホームページにも載っております。豪州のルールです。

小川国際基準課長 すみません。それを改めてほしいといふことであれば、問題提起をすることは可能だといふことです。

河村委員 ただ、不可能だと思つんです。ISPM No.15自身には違つた規制、既にあつた規制を持ち込むことができると、どこかに書いてあつたように記憶しています。

小川国際基準課長 今の新しいISPMになると、規制する対象が明記されるようになっていふので、それはまた別だと思つんですね。今のISPM No.15ではなくて、今議論しているものは対象が明記されるようになっていふので、これを踏まえてどう考えるかといふのはまた別だと思つます。

横地植物防疫課長補佐 はい、ありがとうございました。

河村委員からは、豪州の合板規制の観点とか、アメリカのカリフォルニアのホルムアルデヒドの関係の新たな規制などのご紹介をいただいております。

こん包材の意見は尽きないと思つます。時間も大分押してきておりますが、ご意見ございましたら、よろしくお願ひします。

清水委員、よろしくお願ひいたします。

清水委員 1つだけ質問なんですが、表示の関係です。DBマークについては、今まで提案に

応じてやっていたわけですが、今回からは明確に書いてありますが、この枠の中には表示ができないということになるのでしょうか。そうなりますと、経過措置みたいな話と、5ページの付属書2のところでは既につくったものはいいいということになっていますけれども、新しい制度ができた場合、法律でいうところの告示日と施行日があると思うんです、3カ月とか1年とか、この辺の扱いはどうなりますでしょうか。

横地植物防疫課長補佐 清水委員、ありがとうございます。

debarkの際につけるとされていたDBマークについて、経過措置についてどうなのかというようにご質問でございました。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。2点ございまして、ご指摘のDBマークは書けないこととなります。では、すぐにスタンプを取り替えなければいけないのかというご質問が2点目でございますけれども、私どもの考えはご紹介申し上げましたけれども、期限を定めるよりも、今押して流通しているものが使えなくなるまでというような提起が一番現実的ではないかと思っております。

以上です。

清水委員 新しい制度というのが公表されて、その日からというか、一般的には3カ月とか6カ月とか知らしめる期間があると思うんです。これは全体的な話になりますが、その辺はどうなりますでしょうか。

阪村検疫対策室長 失礼しました。3月の一番最後の週から4月の最初にかけて、IPPC総会がございまして、そこで採択されますと、その案を基に最終的に事務局が編集いたしまして、様式などを整えまして、それがIPPC総会の報告書として出ます。国際基準は別に日本の国民を縛るものではございませんので、それを各国で、日本なら日本で規則に落す必要があります。その辺のタイミングは特に規定はございませんけれども、なるべく早く各国とも対応するということとなります。

小川国際基準課長 施行の手続きのほうですね。全体として説明させていただきます。まず、国際基準の世界は、今、阪村室長がおっしゃったとおりでございますので、採択されるとすぐ効果が出ます。ただ、現実問題として、それぞれの国の準備とか国内のルールに合わせて導入しなければいけないというのはまた別問題でございまして、その場合にはすぐに導入する国もあれば、そうでない国もある。

ただ、国際的なルールとしては何が必要かという、WTO協定上の要請がかかってまいります。その場合に、今決まっているのは、案の段階で関係国の意見を聞かなければならないとい

う、通称「SPS通報」と言われているルールがあります。これは、ここは拘束力を持っておりませんが、60日前に通報しなさいということが一応合意されている。先ほどの話によると「should」になりますが、60日前にやりなさいということになっています。

さらに、関係閣僚間で合意されているので、「must」になるんですけども、合意された後、施行するまでには半年おけというのがルールとして確立しています。いずれにしても国内ルールで決めて、即導入というのではなく、WTO協定上ある一定の猶予期間を置かなければならない。先ほど来河村さんとか清水さんからご意見いただいている木材こん包材の問題というのはなかなか難しい問題ですので、最初に導入するときには6カ月とか数カ月単位ではできずに、2年とかいう準備期間、協議期間を踏まえて導入が図られているというのが事実です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

国際貿易上の手続きなどについてご説明させていただきました。

時間も押してきておりますが、もう一方。どうぞ、犬伏先生。よろしく願います。

犬伏委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど地域主義というのがありましたよね。それとこのこん包材、例えばこん包材に使えるような樹種が何かあるのかなと。あまりいい木は使わないだろうなという気はするんですが、日本の何とかだったら大丈夫とか、寒いところでできる木だったら要らないというような、除外するものというのが地域主義という部分は、このこん包材には起こらないのでしょうか。

阪村検疫対策室長 もしかしたら、科学的事実はあるかもしれませんが、今のところ、この樹種であれば、この地域で栽培されたものであれば虫がつかないということは科学的に解明されておりませんので、ISPM 15につきましては、どこの木でも同じ扱いでございます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

活発にご議論いただいているんですが、ほかにも縷々ご説明させていただかなければならない案件もございます。特段コメントがございましたら、承りたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後にまとめてコメントいただくような時間も用意したいと思っておりますので、思いついたことなどございましたら、そのときにでもおっしゃっていただければと思います。

それでは、随分長く議論をさせていただいてまいりました。すでに2時間弱ということでございます。ここで若干休憩をとらせていただいて、後の議事に入ってまいりたいと思います。休憩については、後ろの時計が今47分でございますので、55分まで、ちょっと短くて恐縮で

すが、休憩とさせていただいて、55分にご着席いただければと思います。

この後、有害動植物のリスクに応じた品目の分類から議論を始めてまいりたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

午後 3時47分 休憩

午後 3時55分 再開

横地植物防疫課長補佐 それでは、時間になりましたので、再開いたします。

こん包材の件に続きまして、有害動植物のリスクに応じた品目の分類でございます。輸出入されるものを加工の度合に応じて、植物検疫上のリスクも違うのではないかという観点から、策定されております国際基準案でございます。

それでは、こん包材と同様、私どもから説明をさせていただき、その後コメントを頂戴したいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

阪村検疫対策室長 それでは、「有害動植物のリスクに応じた品目の分類」と銘打ったものがございます。植物検疫は主に植物を対象としておりますけれども、その中には加工されてそのまま消費されるもの、また、栽培用にされる苗木とか種などいろいろなものがございます、その加工の程度と方法と用途に応じてリスクも多種多様でございます。このISPM案は、加工の程度、方法、用途によって品目を分類して、加盟国のリスク評価のガイドラインに資するという目的を持っております。

併せて、ANNEXの1、2とございますが、植物検疫の措置が不要なものを例示している、そういう姿を持った原案でございます。これにつきましては、2007年に、一遍、各国協議にかかってございましたけれども、合意に至りませんで、スチュワード、基準委員の検討に差し戻されております。さらに、加工の程度なり方法なり、それから、全体の書きぶりを変えてまいりまして、今回再び各国協議にかかっているという性格のものでございます。

前回、各国協議に提示があったものと比べまして、細部にわたる、また広範にわたる書きぶりの変更がございますので、6月案の概要を述べさせていただいて、それに対する私どものコメント、それから、今次案の概要、その3欄表にまとめさせていただいております。

まず、この案では加工の方法とか程度、用途によりカテゴリーを4つに分けております。カテゴリー1は、病害虫の寄生のおそれがない程度まで加工されたもの、植物検疫措置を適用しないものとしてのカテゴリー、これが1つでございます。下のほうに、炭化、抽出、発酵、凍結と日本語に訳して書いてございますけれども、そのようなものが含まれております。これは

ダイレクトにANNEXの1を参照されればすんなりとご理解いただけるものと思います。

このカテゴリーの1につきまして、一貫して議論してまいりました。私どもも懸念がありコメントしました点ですが、加工の方法は確かにリストアップされております。人工乾燥とか、炭化、それから、染色、抽出、発酵、何々がございますけれども、どの程度完璧に病害虫がない程度まで加工されているのか、そこの担保がない。それをどのように表せばいいかということでございます。加工が不十分な場合、言うまでもなく病害虫のリスクは残るおそれが十分ございます。

そういう議論と、日本からもコメントを出しましたところ、今回、コマーシャル・プロセッシング、「商業的な加工方法」という用語が採用されております。それから、細かい点でございますけれども、例えば冷凍につきましては、コーデックスの定義なども平仄を合わせまして、急速冷凍（クイックフリーズン）という言葉に置き換わっております。

それから、カテゴリーの2にまいります。これは付属書の2に掲載されているものでございます。このカテゴリーはどのようなものが入るかということ、病害虫のおそれが残る程度の加工であると。加工はするけれども、病害虫が残る可能性がある。このようなものについては、用途も考慮して病害虫危険度評価をした上で検疫措置を決定する。そういうものがこのカテゴリーに含まれております。例えば、木材ですとチップ化、細断、粉碎、破砕、自然乾燥、塗装、剥皮及び剥殻、研磨、収穫後の取扱というものでございます。

真ん中の欄にいきまして、当初、調理（cooking）というのがここに入っておりました。つまり、加工しても病害虫の残るおそれがあると。ただし、cookingにつきましては、今回の案ではカテゴリーの1に入っております。

それから、私どものコメントとしては、収穫後の取扱い、ANNEXの2の一番下にあるポスターベスト・ハンドリングは何かと申しますと、農作物を収穫した後で、農家の納屋（パッキングハウス）などで選別、分類、洗浄、ブラッシングという加工がされますけれども、こういうものは品目の性質を変えるものではございません。例えば、塗装、乾燥とか、発酵させたり、そのものの性質が変わらなくて、物理的に水で除去したり、ブラッシングをしたり、腐っているものを除いたりということでございますので、本来、加工とは概念が違う。

それから、その程度につきましても、選果ですと、選果に携わっている方の能力にも影響されるというコメントをいたしまして、これについてはここから落すべきと。加工の概念から落とすべきというコメントをしておりますが、今回の案ではまだそれが入っておりますので、これにつつきましては、もう一度コメントをすることになります。

カテゴリーの3は、消費用・加工用のものであるけれども、加工処理されていない品目という定義になっております。これについては、病虫害危険度解析を実施して検疫措置を決定すべきという案。例えば、果物、野菜で食用に供されるもの、それから、切り花でございますね。直接圃場にはいかないというようなカテゴリーのものでございます。

それから、カテゴリーの4は栽培用のものでございまして、当然加工はされておられません。病虫害の侵入・まん延のリスクがあるものです。これについても病虫害危険度解析を必ず実施して検疫措置を決定すべきである。これには、種子や挿し穂、栽培用植物、苗木のたぐいを含みます。このような分類になっております。

最後、今次案に対する対応案でございます。先ほども多少申し上げましたように、コマーシャル、商業的という概念を導入いたしましたけれども、基準委員会の見解をご紹介しますと、例えば乾燥であればそこに乾すのではなくて、商業的な商品として保存とか流通に耐える品質を保つほどの加工という定義でございます。そのコマーシャルに対する定義自体が明文化されておられませんので、それを一つ載せようじゃないかというのが私どもの今回の提案でございます。これは付属書の1と2と両方絡みます。

付属書1でモルティングというのがございます。これはビールとかウイスキーのモルトを発芽させて発酵させて、適度でとめてフレーバーを出すということでございますけれども、活性をとめる加熱処理まで記載されておられません。資料3の12ページのANNEX1の[row 8]というところです。

横地植物防疫課長補佐 資料3の12ページ、右側の表の[row 8]でございます。

阪村検疫対策室長 こちらで加熱処理の工程まで入っておりませんので、これを入れるというコメントでございます。

付属書の2の[row 9]に「Post-harvest handling」がございまして、13ページの右側でございます。これについては、先ほど申し上げたように、本来、ここで言う加工の定義とはそぐわないのではないかとということで削除をコメントいたします。

それから、その資料の一番最後のページ、14ページの左側にAPPENDIXの2というのがあります。これは、タイトルをご覧になるとわかるように、カテゴリー1の植物検疫上のリスクがない品目の例として示されているもので、APPENDIXでございますから、本文並みの拘束力はございません。あくまで各国の参考という位置づけでございますけれども、品目がたくさん並んでおります。この中身につきまして、私どもは特に異論はないんですけれども、品目の分類に統一がないために、ANNEXの1で述べられている加工の分類ごとに、これらの品目も並べ直し

たほうがよいというコメントでございます。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

品目の加工度に応じて、あるいは、用途などに応じて、カテゴリーの1から4まで、加工度の高いものから植物検疫上の必要性が低いと思われるものまで順に4つのカテゴリーに分けて、それぞれについて検疫措置が必要かどうかということを論じている基準案になっております。

それでは、皆さんからコメント、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいたしますます。

それでは、米倉様、よろしくお願いいたします。

米倉委員 これは実際に出くわした件でして、こういうときにどうなるんだろうなということをご検討いただきたいんですけども、稲藁とかもみ殻というのは、輸入に関しては非常に厳しい規制があってほとんどできないと解釈しておりますが、私どもが、もみ殻をプラスチックの燃料として、ポリプロピレンと一緒に混ぜたものを、サンプルで持ち込もうとしましたら、いけないと言われたんですね。どうしてと思ったんですけども、摂氏130とか140以上の温度で練り上げられているんです。25%か30%ほど、稲のもみ殻があるんですが、これについてほとんど植物防疫法のリスクはないのではないかと思っても、やっぱりいけないと。これに照らすとどこに入るのかというのが今感じている疑問なんですけど、どういうふうになるんでしょう。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。非常に高温でポリプロピレンの中で練り上げられてもみ殻が入っているようなものということですね。これについて、品目分類の基準ができたなら、どういうふうに扱われるのかというご指摘かと思えます。

コメントをお願いします。

阪村検疫対策室長 この件につきましては、私も植物防疫所にいるときにかかわっております。個別具体的なお話で、当事者以外にはなかなかおわかりにならないと思うんですけども、おっしゃるように、ポリプロピレンが溶ける温度の中にもみ殻を混入したということなので、150 ぐらいの温度は通常であれば受けているものだというご提起でございました。

もみ殻というのは、朝鮮半島と台湾以外からの輸入が禁止されておりますから、そのもみ殻の製品は輸入できないというご返事をいたしました。その根拠でございますが、私どもとしては150 なりに処理がされているということが確認されれば、それは殺菌されているという判断をした可能性が非常に高いです。仮にそういうご提起であれば、それは既に加熱されたもの

として検査不要、植物検疫のリスクはないと判断した可能性が非常に高いものでございます。問題は、その加熱が確かになされたかどうかということでございます。

現物を確認させていただいたところ、一部についてはポリプロピレンの中にもみ殻が取り込まれておりましたので、そのようなものについては処理がされている可能性が高いと。ただし、一部のものについては、ポリプロピレンが溶けているのとは別に、もみ殻の断片がございましたので、一体どういう加工がなされたのか、どういう方法で加工がなされたのかをお知らせくださいと、照会者の方には申し上げましたところ、どういう方法で加工されたという情報がまわりませんでしたので、先ほど申し上げた結論になったということでございます。

そこにつきまして、直接この場でお答えするわけにはまいらないんですけれども、この基準案の中では非常に似たケースを想定して一つの文も入れ込んでおります。

横地植物防疫課長補佐 資料3の11ページ、左側の下から2つ目のセンテンスになりますけれども、パラの44というのがございます。

阪村検疫対策室長 ここに「The NPPOs of the importing countries may request information to the NPPOs of exporting countries about the method and degree of processing and its verification, if appropriate」となっておりまして、輸入国が常に必要としているのはどのような方法で、どのような程度の加工をされたかという情報でございます。ですから、ここの点を明らかにした上で判断する。それがANNEX 1に該当すると、例えば乾燥とか炭化になるかもしれません。そういうものに該当するとなれば、リスクのないものとして扱いをするということになります。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。鈴木委員、よろしくお願いいいたします。

鈴木（昭）委員 各論にわたって恐縮ですが、教えていただきたいと思えます。ただいまの説明の9ページのカテゴリーの4のところですけども、前回の案と今回の検討の案を並べてみますと、この文面だけ見ると、前回6月のあれですと、PRAを必ず実施し、植物検疫措置を決定と。ところが、今回のあれでは「PRAが必要」というようなことで、かなりソフトになっている、そう読んでいいのかどうかあれなんですけど、ソフトになっている点ですね。

それから、例として組織培養植物というのが追加されているようですけども、その辺について背景をもしご存じでしたら、教えていただければと思えます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。カテゴリ－4についてでございます。

阪村検疫対策室長 まず、1点目でございます。PRAが必ず必要かというところについては、今次案は「PRA is necessary」という表現になっております。前回は「should be carries out」ということで、確かに弱まっております。

それから、組織培養につきましては、前回ございませんでしたが、今回入っております。

それが事実でございます。「should」が「is necessary」になったということについては、詳細な議論はここではわかりません。ただし、必要であると。それはまさに輸入国の適正な保護水準と言いますか、どれだけリスクととらえるかということも関係している可能性があります。ある国にとってはリスクで「should be」であり、ほかの国にとってはそうではないということも反映している可能性があります。

それから、組織培養につきまして、前回、原案の段階ではスチュワードが入れておりませんでしたけれども、ものによっては同じリスクがあるということで今回入っているものです。

鈴木（昭）委員 ありがとうございます。PRAについては、我々いつも悩んでいるものからお聞きしたんですけれども、ただいまの説明で英文の12ページのこのところだろうと思うんですが、カテゴリ－4は[63]に入っています。確かに「is necessary」ということになっているわけですが、カテゴリ－3の[60]についても、「PRA is necessary to identify the pest risks related to this pathway」というふうになっているわけです。

ところが、お配りいただいた資料、カテゴリ－4は9ページでしたけれども、8ページのカテゴリ－3の右、今回案を見ると、PRAが必要で、PRAにより植物検疫措置を決定ということが書いてあるんですね。英文ではほぼ同じ表現になっているのが、和文では植物検疫措置を決定という、以前の書きぶりになっているので、このところはどう理解すればよろしいでしょうか。

横地植物防疫課長補佐 この点については私からご説明させていただきたいと思います。本資料をつくるにあたって、なるべくわかりやすくという趣旨でつくっておりますけれども、今ご指摘いただきましたような点まで精査できていなかったことをおわび申し上げたいと思います。原文をごらんいただいて、原文上書き分けがなければ原文どおりというふうにご理解賜ればと思います。

失礼いたしました。

鈴木（昭）委員 そうしますと、PRAが必要で、書きぶりはソフトにはなっていますが、「PRAにより植物検疫措置を決定」と読むべきだということになるのでしょうか。

横地植物防疫課長補佐 よろしく申し上げます。

小川国際基準課長 原案を変更した結果、カテゴリ－3とカテゴリ－4のPRAで始まる文章は同じにしたんです。その趣旨は、この文章、「PRA is necessary to identify the pest risks related to this pathway」というのは当たり前のことを書いているんですね、pest riskを決定するためにはPRAしてくださいと、それ以外の手法はないんですね。そういう中立的な書き方にしている。

カテゴリ－4の場合には措置を決めるためにはPRA。これも言っていることは当たり前なんですけれども、その文章は、前の文章からすると何らかの措置をやりなさいという示唆が出てくるんですけれども、そうではなくて、客観的な事実としてリスクはPRAでやってくださいというふうに、中立的に書いてある。そういう意味では、前とは意図的に変わっています、文章は。

鈴木（昭）委員 ありがとうございます。

横地植物防疫課長補佐 秋山委員、よろしく申し上げます。

秋山委員 今のコメントに関連するかと思いますが、カテゴリ－3というのは、「消費用・加工用であって」と書いてあるんですけれども、この中には2つ含まれると思うんです。明らかに消費用・加工用のものと、意図しないでも、末端にいったときに植えられて、例えばジャガイモなどがそうだと思うんですけれども、そういったものはPRAの中でそういう可能性も評価していくという理解でいいんでしょうか。

横地植物防疫課長補佐 消費用・加工用について……。

秋山委員 消費用・加工用のカテゴリ－に入ったとしても、それが消費者、末端にいったときに、果物では種などがありますよね、それが植えられてリスクがある。ジャガイモも消費用として売られたものが栽培されるという事例もあるかと思うんですけれども、それはPRAの中で評価していくということでもいいんですね。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。おっしゃるように、消費用として輸入して栽培用に回される可能性についても、PRAの中で考慮するということで、ここでは特にそういう仕分けはしていません。栽植用なのか、栽植の用に供することができるものかというご議論かと思えますけれども、使い分けておりません。

横地植物防疫課長補佐 よろしいでしょうか。現状でも、「related to this pathway」という形になっていまして、「pathway」として形で完結するのか、あるいは、しないのかということ踏まえてPRAせよということになっております。

小川国際基準課長 補足になりますが、秋山委員ご指摘のとおり、ここに書いてあるキーワード、カテゴリー3でも4でもそうなんです、「intended use」が消費なのか栽植用なのかということから分かれてくるわけです。この「intended use」というのは、後でまた阪村さんから説明があると思うんですが、定義が決まっているわけですね。その定義をどこまで信じるかということだろうと思います。

この「intended use」という2 wordsが、具体的にいうと、その次に「declared purpose for which plants, plant products or other regulated articles are imported, produced or used」という定義規定が控えておりますので、これの解釈をどこまでするかということにつながってきます。そこで判断されることになります。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。時間も大分押していますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の課題、国際基準案にまいります。国際植物防疫条約上の用語についての改正案が2つございますので、2つまとめて阪村からご説明いたしたいと思います。お手元の資料3に従いご説明させていただきますが、資料2の10ページからでございます。

よろしく申し上げます。

阪村検疫対策室長 ISPM 5（用語集）の改正と、植物検疫用語に関連する生物多様性条約の専門用語でございます。

まず、5（用語集）の改正からです。ISPMにはいろいろな用語が使われておりまして、新たなISPMが策定されたり、かつて定義されていた用語の意味が変わってくるということもございますので、「Technical Panel on Glossary」、植物検疫用語に関する技術パネルでISPMに使われている用語の定義の新設、改訂が常に行われている。今回はその一環でございます。

6月の段階で、左の枠にあります7つの用語が提起されておりました。これにつきまして各国からコメントが出されまして、今回、一番右の提案になっているということでございます。まずincidence(有害動植物)の発生につきましては、6月案の段階では、「Proportion or number of units in a sample,」、サンプル中の割合もしくは数。それは何かと言いますと、積み荷、圃場、もしくは定義された単位の中で病害虫に汚染されているものの割合もしくは数という定義でございましたけれども、「number of units」というのが定義されているので、私どものほうから、病害虫に汚染されているユニットだけではなくて、例えばトラップ調査などにおける害虫の数も入れるべきではないかという意味で、「or pest」というのを提案いたしました。

それに対しまして、今次案では、「Proportion or number of units in which a pest is present in a sample, consignment,.....」ということになっております。つまり、病害虫が存在するユニットということをございまして、これであれば両方の意味が通るということをございます。

次に、tolerance level（許容レベル）をございます。これは「Incidence of a pest that is a threshold for action to control that pest or to prevent its spread or introduction」ということをございまして、「that is」というのを「specified as」ということで、病害虫発生の域値を「specified as」ということで明確にしたということをございます。

3番目、phytosanitary security、植物検疫上の安全性というということをございます。これは一番左の提案がありまして、私どもから真ん中のコメントをしました。下線を引いてあります「as attested in the phytosanitary certificate to the consignment,」、荷口に添付された「植物検疫証明書」で証明されるということをございます。これは意見が入っておりませんで、今回は6月案のと通りの提案になっております。基準委員会の中で議論したのは、証明するというのは植物検疫証明書に証明されたということをございますけれども、それは当たり前のことをございまして、あえて書く必要はないという議論があったと報告しております。

4番目はcorrective action plan。これは非常にわかりにくい、日本語になりにくい概念なんですけれども、例えば、一定の条件でモニターして、移動規制をして、フリーエリアをつかったという場合に、虫が見つかってしまったときに必要な是正措置をとる必要がある。そのときの計画をちゃんと立てておきましょうという文脈での用語です。日本のほうから「Documented plan of phytosanitary action」という部分の、「Documented」というのは、必ずしも計画は書類にしなくてもよいというようなコメントをございました。

今回、我が国が提案した「Documented」については採用されておられません。それから、下線を引いたところの追加がなされております。この「Documented」につきましては、ほかのISPMの中で、「corrective action plan」の定義として、「文書化されたプラン」という記載をございまして、文書化されたものであるということが前提をございますので、今回採用にならなかったということです。

5番目、Compliance procedureにつきましては、特にコメントしておりませんで、今回の提案も6月提案と同じものになっております。

次の6番のIntended useにつきましても、私どもは特にコメントはしておりません。提案も

6月案のとおりでございます。

7番のreference specimenというのは、病虫害を同定あるいは識別するときの基になる標本のことでございますけれども、これにつきましては、下線部が変更になって提案されております。特段異議を唱えるものではないと思います。

今回提案されている用語集を通じまして、私どもとしては特段問題がないと認識しております。これがISPM 5の改正でございます。

次に、生物多様性条約と植物検疫用語の対比でございます。これも解説しにくいんですけども、発端は、国によっては、国際植物検疫条約（IPPC）と生物多様性条約（CBD）の規制を、同じ組織がやっている国がございますので、その辺について混乱がないように、両方の定義をはっきり対比してくれという要望があって始まった作業でございます。これにつきましては、6月案ではISPM 5の補足、Supplementという位置づけでございましたけれども、今次提案ではISPM 5の付録、Appendixということになっております。私どもと、ほかの国もそうでしたが、現時点においてIPPCとCBDの定義を厳密に定義する必要性が低いということで、Supplementとなるとまたこれが義務の面が出てまいりますので、非公式の解説書もしくは付録として、参考という扱いでいいというコメントをしましたところ、Appendixということになっております。

提案されている用語は、Alien speciesから始まりまして、7番目のRisk analysisの7本でございます。特に解説をさせていただきますと、Alien speciesの中で、下線を引いたところ、「An individual or population, at any life stage, or a viable part」、つまり生物の部分を追加しております。

それから、6月案の「introduced」というのが、「entered by human agency」、「人間の作用による入り込み」という言葉に置き換わっております。

それから、3のInvasive alien species（侵入外来種）のところでございます。6月案の段階で、括弧の中の下線部でございますが、「or had a harmful impact on」、下のほうで「or to have a potential harmful impact on」というのが消えております。議論は、有害と有害な影響というのにあえて規定する必要はないという判断でございます。

それから、5番のIntentional introduction（意図的な侵入）の6月案の「import」を「movement into an area」という変更を加えております。これは、「import」と「movement」を含む範囲を明確にするということで、importでなくてもmovement（移動）も当然含まれるということで、より適切な用語として、地域へのmovementという普遍化をしたとい

う変更でございます。

6番、Unintentional introduction(意図的でない侵入)。これも6月案の下線部の表現が、右側の今次案の下線部のようになっております。ここについては、「human-mediated pathway」というものが、「human agency including pathway such as.....」という表現に変わっております。

最後、7番目、Risk analysisにつきましても、下線部、「phytosanitary」という用語が、6月案であったのが、今回なくなっております。一般的ナリスク低減のための措置という意味合いを持たせております。

これをまとめまして、私ども、特段今回コメントは用意いたしておりません。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

植物検疫用語集について、それから、生物多様性条約の専門用語等の整理ということで、2つ、用語に関する基準案をまとめてご説明させていただきました。

特段のコメント、ご意見、ご感想などございましたら、どうぞお願いします。

山浦委員、よろしく申し上げます。

山浦委員 四点ほどコメントしたいと思います。

資料の1ページのIncidenceのところですけども、6月提案を受けて日本のコメントがあり、今回の提案ということで、非常にわかりやすくなったのではないかと思います。「in which a pest is present」というところが近くにきたので、非常にいいのではないかという印象を持ちました。

それから、2のところ、「Incidence」を発生状況(発生率)と書かれていまして、1のほうは日本語の訳のほう「発生」と書かれているんですが、これは2のほうに統一されたほうが。「Incident」ではなくて「Incidence」ですから、わかりやすいのかなと思いました

それから、3ページの4番の是正措置計画の文章化の議論ですけども、必須なものではないというふうに先ほどおっしゃいましたが、その根拠は何なのか。それから、是正の場合に、一般的に書類化するということは重要な手段ではないかと思うんですけども、その必要はないと言えるのか。その点についての見解をお伺いしたいと思います。

それから、6ページのRisk analysisのところ。これはささいな問題かもしれませんが、6ページの最後のところのIPPCの定義の中で1、2、3とありまして、「evaluation and selection of measures」とあるんですけど、リスク分析の中に評価と管理がありますよね。こ

これはどういう手段を選択するかという管理の話の部分かと思います。「evaluation」というのは評価の問題で使う用語ではないかなと思いますので、どういう手段を選択するかということについて、比較をしてこれを選ぶという意味で、例えば「evaluation」を「comparison」にするとか、そういうふうに用語を変えたほうが定義としてわかりやすいかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

以上です。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、2点目のご指摘、「documented」からお答えさせていただきます。今回、私どもの意見は通っておりませんで、今回さらにコメントするという事は考えておりません。なぜ前回こういうコメントをしたかということでございますけれども、文書化することは是正措置計画を持つこと自体は違うものではないかと。是正計画があるなしと、それが文書になっているということは、別の問題でしょうというようなコメントをさせていただいたんですが、当然文書化されるものだという事で、ほかのIPPCにも書いてございますので、それを受け入れるということでございます。

あと、Risk analysisにつきましては、ご指摘の点、検討させていただきます。私どもとして思いましたのは、リスク管理の手法である植物検疫措置は、それを選択するには、措置運用上の可能性を評価する必要があるということで、「evaluation」という単語もあっていいのかなと思っておりますが、そこについては検討させていただきます。

以上です。

山浦委員 発生率についてはどうでしょうか。

阪村検疫対策室長 すみません、1点目につきましては、確かに読みやすくなっていると思います。私どもも異存はございません。もう一つは.....。

山浦委員 訳として、8ページの発生率という訳語はどうでしょうか。

阪村検疫対策室長 訳の問題ですね。私、山浦委員の意見はよくわかります。

横地植物防疫課長補佐 よろしいでしょうか、山浦委員。

それでは、秋山委員、よろしく申し上げます。

秋山委員 説明資料の11ページの3、phytosanitary securityのところ、原文は「infestation」になっているんですが、訳のほうは「侵入」となっていますよね。これは「寄生」や「汚染」にしたほうがいいのではないかと思います。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。「感染」というような感じでございませ

うかね。

秋山委員 「寄生」のほうがよいと思います。「infection」と「infestation」の両方あって、「infestation」を使っていると「寄生」と「感染」と両方の意味があると思います。

横地植物防疫課長補佐 わかりました。「寄生」のほうに直しておきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

米倉委員、よろしく願います。

米倉委員 CBDの件とIPPCの定義の「Risk analysis」件ですが、このような動きがある中で、現状行われている日本での危険度解析の中で感じることは、何を優先してやっていくのかということ。非常に多数の病害虫と対象の植物に対して一つ一つやって、今回はこれだけ出ているんですが、まだまだ何十年もかかるのではないのかなと。こんなことをやっていて、どうなんだろうというのがちょっと心配ですね。

私が思うには、現状はどんな検疫措置がとられているのか、現状とられているものに対する解析を特に優先するべきではないかと。将来あるかもしれないということよりも、現状やっているものに対して、本当にこれでいいのか、本当に必要なのか、この対策がベストなのかというようなことを最優先してやっていかないと、世界の動きのスピード感に、日本の植物防疫行政はついていけないのではないかと、素人ながらそんな気がしております。その辺、どんなスケジュールで、どういう優先順位でこれからやられていくのか、ご意見を伺いたいんですが。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。リスク評価の優先順位、それから、スピード感につきましては、私どもも肝に銘じて日々取り組んでいるわけでございます。ただ、現実の貿易への影響が出ているものについては、優先して取り組んでいくべきものという基準は持っております。

あと、科学的な事実に基づいて評価をする必要がございますので、これをスピード感を持ってやっていくということにつきましても、いただいたご意見を踏まえまして、しっかりと対応していきたいと思っております。

横地植物防疫課長補佐 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、以上で用語の關係の課題2つについては終了させていただきます。残るテーマは1つ、放射線照射でございます。

ただ、司会の進行が悪く時間が相当押しております、16時55分になっております。ご案内

いたしましたとおり、本日は17時までということで予定しております。もしお許しいただけるようでしたら、17時以降もこのまま継続して会議をやっていきたいと思っております。ただ、ご予定、ご都合のおありの方がいらっしゃると思っておりますので、そういう方におかれましては、退席していただいて結構です。

また、退席される方で、放射線照射についてコメントがございましたら、あらかじめコメントをいただいて、当方からのご説明をさせていただきたいと思っております。これからご説明をさせていただいて、17時までにご議論いただくというのは実質上困難だと思っておりますので、退席される方がいらっしゃるようでしたら、ご随意にお願いいたします。また、コメントをいただけるようであれば、あらかじめコメントを残していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、早速ですけれども、私ども事務局からご説明をさせていただいて、ご意見、コメントをいただきたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

阪村検疫対策室長 それでは、説明いたします。放射線照射に関する消毒基準でございまして、ISPM 28の付属書として今回提案されております。ISPM 28というのは、そちらにさせていただいているように、規制有害動植物に対する植物検疫処理集というべきものでございまして、いわば消毒の国際基準のようなものでございます。その付属書として、ISPM 28のANNEXの部分に、各国で検討した結果、新たな消毒措置が加わっていくという運びになっております。今回はその一つとして、14本の放射線処理が提案されております。それぞれの処理が個表として提案されております。

ISPM 28と個別の表の注意書きの部分をご紹介します。ISPM 28に含まれる植物検疫処理は、その付属書も含めまして、植物検疫措置としての有効性の観点から評価されております。例えば農薬登録とか処理基準の認定のために必要な国内要件、例えば放射線照射などにつきましては、そういう要件があると思っておりますけれども、それはISPMの適用範囲外であるということ。それから、含まれている植物検疫処理は、加盟国に対して当該処理の認定、登録又は領土内での使用の採否に関するいかなる義務も課するものではないという規定がございまして。

それから、今回、放射線処理でございまして、ISPMの中にはISPM 18というのがございまして、植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針が独立したISPMとしてございまして。今回提案されている処理は、「ISPM 18に概説された要件に整合して適用されるべきで

あること」という注意書きもあります。最後に、「この処理は、国内手続きで扱われるべき人の健康、食品安全に対し特定の効果に関する情報を提供するものではない」ことが書いてございます。それから、「製品の照射に対する品質への影響については、採択の前に国際的に検討されるべき」ということもございます。

そういう前提の下に、今回の表にあります基準案が提案されております。一番左が対象害虫の名前、メキシコミバエからリンゴミバエまで、それぞれの効果として、羽化防止とか成虫の不妊化、次世代成虫成長防止とか産卵防止、蛹の成長防止、それぞれの効果が書いてございます。それから、最低吸収線量、対象品目ということが提案されております。

ちょっと手続き論になりますけれども、21ページの(注)のところに「ファースト・トラックとは」で始まる一文がございます。これは、今までご紹介申し上げてきたISPM 15とか品目の分類とは多少性格が違っていて、ファースト・トラックというのは技術的な要件に適用されまして、既存のISPMに付属書を追加する場合などに用いられるIPPC上の手続きでございます。

普通のISPMですと、議論をした結果、それを踏まえてIPPC総会で修正を加えて採択ということがありますけれども、今回の場合、このファースト・トラックにつきましては、各国協議の際に技術的な内容への意義、「Formal objection」と申しますけれども、これが提出されない限り、IPPC総会での議論を行わずに採択されます。一方、Formal objectionが提出された場合は、通常の手続きでIPPC総会に諮るかどうかが、その進め方を基準委員会の判断に委ねられます。つまりFormal objectionが1つの国からでも出れば、IPPCでは採択されないということになります。

ファースト・トラックというのは、現在スペシャル・トラックという名前になっております。14日前までに異議が提出された場合は、通常の手続きによりIPPC総会に諮るかどうかが含めて、今後のやり方を基準委員会で検討するということになります。そして、異議が出されなかった場合は議論を行わずに採択ということになります。

さて、中身でございますけれども、日本が前回の原案の提示があったときにFormal objectionをしております。植物検疫処理に関する技術パネルの回答の概要をご紹介申し上げます。

まず、対象植物の範囲といたしまして、羽化防止とか不妊化などの効果がございますけれども、以下の2つの点を指摘いたしました。それを考慮に入れてすべての野菜・果物にこの基準案を適用することの妥当性を検討すべきだと言いました。1つは、照射環境下の酸素濃度などによって、照射耐性に影響を及ぼす可能性がデータから示唆されているという点が1つ。

それから、寄生植物によって効果のある線量が異なる結果が示されている。例えば、メキシコミバエの幼虫に対しては、グレープフルーツに寄生したメキシコミバエに対しては50Gy、マングーの場合は100Gyで効果があったという文献の結果になっているけれども、この辺について、評価が正しいのか明確にしたいということでございます。

それに対しましては、凍結の温度下や低酸素濃度下では、放射線照射の効果に影響があるために、提案されている基準は適用されない旨の規定になっているということを確認いたしております。

それから、メキシコミバエの50Gyと100Gyの件でございますけれども、文献の解釈、読み方として、100Gyは、たまたま試験の設定が100Gyということで、それで効果があったということ。論文ではそういうことのみを述べておまして、100Gy以下で効果がないという読み方は正しくない。それはほかの文献も含めてそのように結論したという見解が示されまして、私どもとしてもそれで問題はないという結論になっております。

2番目、照射線量の測定方法でございます。文献によっては、線量の測定点が果実の上にあたり果実内であたり一定していないので、測定方法に関する記載を盛り込むべきというコメントでございましたけれども、照射線量の測定方法については、ISPM 18に対象品の密度、組成、形状、大きさ、体積のばらつきや処理を行う施設等、個別の条件を考慮して決めるという規定がございますから、これで私どもの懸念は既に述べられているということでございます。

その結果、私どもが今回コメントさせていただくものとしまして、この基準案の中の一つなんですけれども、ナシヒメシンクイという害虫、グラフォリータ、モレスタに関するものでございますが、照射線量として200Gyが提案されております。ただ、文献を精査いたしましたところ、実測値が232Gyでございますので、これを採用すべきではないかということで、技術上のコメントとしてFormal objectionを提出したいと思っております。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

時間を過ぎてまで皆さんにとどまっておきまして、ありがとうございます。それでは、早速ですけれども、コメント、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。

まず山浦委員、次に等々力委員、願います。

山浦委員 私の要望といたしましては、今回も日本政府がFormal objectionを出していただきたいと思っております。その理由は、今、新たなファースト・トラックによる手続きでこの問題が議論されようとしているんですけれども、まだまだ検討すべき課題が多いのではないかと思います。

からです。こういった基準をつくったことによって、これが実際にどういうふうな効果を発揮して、検疫上使えるのかということについては、各国の基準は尊重されるわけですから、どういう意味があるのかわかりません。こういったものをつくることには問題があるのではないかと思います。

それから、コーデックス・マターの安全性の問題とか、環境の問題については、今回検討しないという流れですけれども、これはそういったものと一緒に検討しなければならない性格のものではないかと思えます。既に二、三十年前から照射をめぐる科学者の間でもいろいろな意見が飛び交っているわけですし、例えば柑橘類に照射することになりますと、ビタミンの破壊が起こるとか、あるいは、これは食肉ですから、今回は違いますけれども、アメリカにおける照射ハムとかベーコンの認可の取り消し、あるいは、ソ連の照射ジャガイモの実験例で非常に有害性があるとか、インドの問題では染色体の異常があるとか、いろいろな指摘がされているわけですね。そういった安全性の問題を抜きにして、たとえ検疫措置の問題であっても、こういったルールをつくるということには疑問があります。

今回、検疫のルールということで国際的なものがつくられたとしますと、SPS協定を介して、防疫紛争においてはある程度の効果が出てくるわけですね。そうなりますと、生産あるいは流通段階で、IPPCで照射が認められているんだからということで、放射線照射の流れが起こりかねない。日本においても、IPPCで検疫のルールがいるんだからジャガイモ以外にも認めるべきではないかという流れも生じかねないので、これまでの様々な議論を踏まえて慎重に議論すべきところ、そういったことができなく可能性もあると思うんですね。

そういう意味で、これは非常に拙速な提案であって、日本政府としてはグレーの値をめぐる Formal objectionではなく、根本的な基準づくりに対する Formal objection をぜひ提出していただきたいと思えます。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

どうでしょうか、コメントをいただいた後、等々力委員にお願いでしょうか。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。ご指摘のご趣旨、よくわかります。ただし、今回の提案につきましては、技術的な要件で、植物検疫措置に関する措置上の効果についてということですので、私どもとしても検討を拒否するわけにはまいらないという立場がございます。ご案内のように、日本の場合ですと、食品の販売目的の輸入では食品衛生法など厚生労働省の規制がございます。

それから、今回の場合は致死を目指した基準ではございませんので、植物検疫の立場から申しても、仮にこれを採用するとしても、照射の事実をどのように確認するか、それから、輸入されたときに生きた虫が見つかった場合どのように判断するかということについて、輸出入国間で検疫措置、手続きを定めるための議論が必要かと思えます。さらに申し上げますと、ISPM 18のほうで表示の規定もございます。

何を申し上げたいかと申しますと、これができたからといって、直ちに放射線照射されたものが日本に入ってくる可能性は薄いものと思えます。私どもIPPC加盟国としては、検疫措置の有効性の解釈は、提起があった場合には返事をする必要があるという立場でございます。もちろん、このいきさつについては厚生労働省と話し合いをさせていただいております。今後とも続けていく所存でございます。

小川国際基準課長 今、山浦委員がおっしゃられたFormal objectionでもっと違った内容をといた点について補足をさせていただきます。IPPCは、去年の総会でスペシャルプロセスを議論して、IPPC総会で手続きを決めております。その中でFormal objectionとはどういうものかというものの定義を合意しております。前回のこの会合でもご紹介させていただいたんですけども、そのままここを写しますと、「Formal objection should be a technically supported objection」でなければならないので、哲学的な要素でコメントをしても、これはFormal objectionではないという整理で終わりますので、出しても一切検討していただけないというのがルールになっております。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、等々力委員、お願いします。

等々力委員 質問なんですけれども、この基準が通ったときの効力といった意味をもうちょっと明確にしたいと思っております。ここに挙げられている対象害虫はすべて我が国には定着していないものかどうかということをお教えいただきたいのが1点です。

それから、出されるFormal objectionで、元の文献を私も見たんですけども、200Gyを意図した線量として設計した実験の中で実際に実験を行ったところ、吸収線量を測定したら195Gyから232Gyまでばらついてたということで、最大の吸収線量が232Gyであれば、そこを効果に持っていくべきだということかと思うんですが、もしも線量が文献どおりであれば日本としてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この訳語ですが、「照射線量」という言葉が使われているんですけども、この中の幾つかの訳語、「absorbed dose」というのがあると思うので、これは「吸収線量」とす

べきことだと思うんですね。それは申し添えます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

訳については、「absorbed dose」になっているので、「吸収線量」という言葉に修正したいと思います。

それから、コメントいただいています2点、効力に関連して、今、対象となっているのが13種類ございますけれども、これの日本での存在、不存在についてというのが1つ。それから、232Gyと文献上示されていることについて、日本が提案することに関連してということだったと思いますけれども、それでよしとされた場合はどうなのかということでございます。

それでは、よろしく願います。

阪村検疫対策室長 ここに挙げられている虫が日本にいるかどうかということでございますけれども、いろいろあります。ナシヒメシンクイはおります。あと、ミバエ科でございますが、ある種についてはおります。いないものもあります。あとは、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガにつきましては、南西諸島など一部で発生しております。これが2点目でよろしいですか。

3点目は、232Gyが受け入れられた場合というご趣旨でよろしいですか。

等々力委員 232と修正されたら、日本としては受け入れられる内容なのかということです。そうなるかどうかわからないんですけれども。

阪村検疫対策室長 ここにつきましては、232にしろという提案ではございませんで、どういう環境下で照射されたのかというようなことの総合的考察が要ると調査官が申しておりますので、そこが明確になるかと思えます。手続き上異議を出さざるを得ないということでございます。

等々力委員 ありがとうございます。そうしたら、日本に定着する害虫についての処理線量も入っているという理解で、この基準がもしも国際的に認知された場合に、こういった害虫を消毒するために照射が行われたものを輸入するだけの立場ではないということですよ。想像しがたいかもしれないんですけれども、場合によっては日本に存在している害虫を消毒して、海外に輸出する、例えば日本的高级果物を輸出するようなときにこの処理を使うということも、国際的に認知すれば輸出の立場も考え得ると。非現実的かもしれないんですけれども、両方考えられる意味の基準だという理解かなと思いました。

阪村検疫対策室長 おっしゃるとおりでございます。日本への輸入だけに適用されるものではございません。

横地植物防疫課長補佐 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。秋山委員、よろしく申し上げます。

秋山委員 質問なのですが、20ページのリンゴミバエのところの蛹成長防止、この前も聞いたんですけども、原文を見てもよくわからないんですね。46ページのほうは「development of phanerocephalic pupae of Rhagoletis pomonella」と書いてあって、これは蛹化防止ではないかと思います。文献のほうを見ても、リンゴミバエ以外の文献が山ほどあって、リンゴミバエの文献は少ないんですよ。リファレンスとしてはリンゴミバエの文献を載せるべきではないかと思うんです。

私が質問したいのは、蛹成長防止か蛹化防止かはっきりしていたほうがいいのかと思います。蛹を照射したのではなくて、幼虫を照射して、それが蛹にならなかったのではないかと、うふうに類推するんですね。原文を読んでないのでわからないんですが。その辺を確認していただければと思います。

以上です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。リンゴミバエの関係のご指摘ですね。資料3の46ページ、一番最後の部分でございます。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。私には回答する能力がないんですけども……。

秋山委員 ご検討いただければと思います。

阪村検疫対策室長 はい。横浜植物防疫所のほうで今返答できますか。できなければ、お預かりして、正確なところを。では、検討させてください。

秋山委員 よろしく申し上げます。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

今回示されている基準については、資料3の46ページにあるんですけども、その右側の表の一番上の部分、「Minimum absorbed dose」の部分で「産卵防止」ということになっているんですけども……。

阪村検疫対策室長 蛹化防止……。

横地植物防疫課長補佐 失礼しました。蛹の成長の防止ということになっています。その点について改めて確認させていただきます。

ほかにございますでしょうか。米倉委員、よろしく申し上げます。

米倉委員 この照射のことになると一般的にほとんどのケースになるのが、深くやっている方と、非常に遠い場所においてこういう情報に接していない人との理解のギャップが非常に大き

いので、議論するのに大変だというのは、両方のサイドから感じているのではないかと思うんです。私はこのことについては中間ぐらいではないかと思っているんですけども、沖縄でのミバエの対策でこの方法が有効になって、それなりにお金がかかっているとは聞いているんですが、そういうプラスの面もあると。必ずしも製品に対してやっているのではなくて、根絶手法としてやっている。でも、これは基本的には同じことだろうと思うんですね。

そういう有効な面もある。ただ、放射線と聞いただけで、それは恐ろしいものだと考える人も、日本人のうちの何割はいるのではないのかなと。この辺のギャップを埋めていく広報活動というんですかね、あえてこういう話をしていって、いろいろな人がそれについて理解するけれども、かえって反対の意見を持つ方もいると思うんですね。でも、議論する機会は広くしていかなければいけないだろうと。

それと、「どうせ輸入業者が自分がもうけるために言ってんだらう」というふうに、私の発言ととられるのではないかと思います。でも、それは当たり前だと思うんですね。そういう立場の人間が言えばそのように受け取るのは当たり前だろうし、そういうところに属している人間はそういう発言をするのは何らおかしいことではない。当然そうとられればそう思われる。どっちかという、どちらでもない人の発言に説得力があるのではないかなと思います。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。非常に示唆に富んだコメントだと思います。

こちらのほうからコメントありますでしょうか。よろしいですか。

中身についてでございますが、ほかにコメント、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

山浦委員、よろしく申し上げます。次に犬伏委員。

山浦委員 たびたびすみません。Formal objectionの中身なんですけれども、手続き的な部分にも入ってきているということはわかるんですが、きょうの資料の最後のところにありましたように、ISPM 18に概説された要件に整合し適用されるべきであるとか、あるいは、産品の品質に対する影響は、今後も採択される前に検討されるべきとか、こういった慎重な言い回しは日本政府としてもぜひ再度強調されて、今回こういった形で検討されることになったけれども、この点だけはしっかりと書きとめておいてほしいというような断り書きをぜひ入れていただきたいというのが、消費者としての要望です。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

何かコメントございますか。いいですか。

それでは、犬伏委員、よろしくお願いたします。

犬伏委員 今、山浦さんがおっしゃってくださったので、そのままかと思うのですが、米倉

さんが全然関係のない立場でということだと、私が言わなきゃいけないのかなと思ったので、手を挙げました。

IPSM 18にガイドラインがあると、そのガイドラインを私は熟知していませんので、同じことを言っているのかもしれないのですけれども、一般的に放射線照射したとき、したかしたかかったかを測るものがないというのが、一番懸念を生む元なのかなと思います。100Gyをやったか、232Gyやったかということも、事実虫が死んでいるか死んでないかということはわかりますけれども、それだけでしかない。そのときにどんな影響があったのかわからない。

ここは防疫、虫を殺すという立場で審議されていることをわかった上で申し上げているのですけれども、残った、照射した、通過してしまったよ、だから何でもないよという立場でいるのか。通過するときに果実に影響があったかなかったか、照射したこのものには影響がないと言われていながら、害虫を除去できるということになにか矛盾を感じてしまうのが一般人ではないかと考えます。

わけのわからないことを言っていて何にもならないのかもしれませんが、先ほど照射量ではなくて、吸収量という話もございましたし、吸収された、あるいは、そこを通過することによって何か影響があったかなかったかが何らかの形でわかるといいのにとというのが、ど素人の全く関係のない人間から見ると思うことなのです。それがわかるとメリットはたくさんあると思います。メリットとデメリットが私たちの手のひらに乗せられて測れば、どっちにしようと思えることができると思います。私たちには、片側からは「怖いよ」という広報がありますし、片側からは「安全なんだよ。そんなこと言っているのは赤ん坊だよ」という話もあったりするので、自分の手のひらの上で測れるようなものがそちらでできてくるといいなと期待しています。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。消費者が選択する上で、放射線照射、あるいは、放射線をあてたことによって、それが吸収された部分で何か影響があるかないか、ということ、メリット、デメリットも含めて判断できるようになるといいなというコメントだったと思います。

こちらからございますか。

等々力委員 一点だけいいですか。

横地植物防疫課長補佐 関連してですか。では、等々力さん、お願いします。

等々力委員 今日は照射の話詳しく説明している時間はないと思うので、機会があればまたお話をさせていただきたいなと思っています。ただ、この話は難しいのであれなんですけれど

も、照射されたかどうかをはっきり確かめる方法がないということについて誤解されている部分について。私がこれから説明しても説明しきれないかもしれないんですが、例えば温度処理をしたときに、何度で何分蒸熱処理したら検疫処理されていますと、それをしたときに、ものを持ってきて、そのものが何度で何分間処理されたかを測る方法はやはりないんです。

照射については、線量を決めるときに、ISPM 18に書いてあると思うんですけども、実際に照射する産物を積んで、もちろん温度処理をするよりは、照射のパラメータ、線源からの距離とか通過する時間とか荷物の積み方とか、そういうことを設定することによって、線量はこうやったらこのくらい当たりますということが制御されるということがあります。でも、その中でばらつきが出るんですね、中のほうとか端のほうとか。しかも、放射線が通過していくときに散乱する性質が生れるので、何もなくて測ったものと、ものがあるときに測ったものでは幅が出るので、先ほどの195から232Gyまでの幅が、この実験をやったときにはいろいろなところにやったら出てきた。

それをどうやって測ったかという、線量計と言われる、放射線のエネルギーを吸収したら、そのエネルギーに応じて色が変わったり、ラジカルの量が変わったりするような線量計、英語で「ドシメーター」というんですが、そういうものがあります。だから、実際の荷体に当たる場所で線量の照射する条件を決めるときはできるだけ細かく、どういう分布の中であるかということを知り、また実際に照射をするときも適切な位置、例えば最高の場所と最低点の場所になるだろうと思う場所とか、あと数カ所にはそういうもの（＝線量計）を装着しながら、一緒に照射する。

そのプロセスが正しく行われるかどうかは、それを読み出して検証するという事は、食品を照射する場合、コーデックスのほうでも植物検疫のほうでも実施してくださいということなんです。手順はISPM No.18に書かれているということで、全く盲で何が何だかわからないということではない。ただ、検知技術という、照射された食品を持って行って、それを分析することによってどれだけ照射されているかということは、最初に申し上げたように、温度がどれだけかということもはっきり知ることができないと同じように、わからないということだけお話をさせていただきます。

犬伏委員 ありがとうございます。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。放射線照射につきましては、私どもも予想しておりましたけれども、ご懸念があるということは認識いたしております。私ども植物検疫当局としての使命は2つ。今、等々力委員からご指摘のあった、検疫処理としてはしっかりと検証

できる手続き、それから、殺虫効果を確保する手続きを踏みなさいと。プラス、安全性なり人体への影響ということがあると思うんですけども、2点目につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、このような検討が進んでおります。提案されている照射はこうですということにつきまして、厚生労働省などと情報共有しながら引き続き検討させていただきたいというところでございます。

小川国際基準課長 今、犬伏委員からご指摘のあったところは非常に重要でございます、I S P M No.18が放射線照射のことを書いているんですけども、その中でも、例えばどんな施設でどういうふうやって、そのときの記録はどのくらい保存されているか。それは輸出国でやられるわけですが、スタートする前に輸入国と十分相談されて、合意されているところは慎重に手続きが書いてあります。もちろん、それも相手の国によるんだと思います。どこまで透明性が確保されていて、場合によっては輸入国から輸出国へ見に行くことができるといふ慎重なステップは、このISPM No.18のほうで担保して、それに着実にのっとっていく必要があることとなります。

横地植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

以上で、各国協議に諮られています各ISPM案、それから、冒頭、小川のほうから説明させていただきましたIPPCにおける国際認定についての説明、併せまして、次回のコメントに対して我が国はどういう対応をしようかという対応方針案についてのご意見と、その意見交換を終了させていただきます。

時間が大幅に押してしまいまして、大変申しわけございませんでした。最後に、全体をとおして、あるいは、個別でも構いませんが、これについて言い残したという点がございましたら、伺っておきたいと思っておりますけれども、ございますでしょうか。

よろしいですか。

こちらもよろしいですか。

では、どうもありがとうございました。これで第4回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を終了いたします。本日頂戴いたしました貴重なご意見は、十分に参考にさせていただきながら、また関係省とも連絡をとりながら、コメントの成案を練り上げてまいりたいと思います。

本日、5時までの予定を40分ばかりオーバーしてしまいました。おわび申し上げます。また、ご協力、どうもありがとうございました。

午後 5時37分 閉会

